

令和6年3月12日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎明神委員長 本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《会計管理局》

◎明神委員長 それでは、会計管理局について行います。

議案について、局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎池上会計管理者兼会計管理局長 今議会に提出しております会計管理局所管の議案は、令和6年度高知県一般会計予算など予算関係議案10件です。

初めに、令和6年度当初予算について御説明します。紙資料では青色のインデックス、会計管理局の資料2ページをお願いします。

まず、一般会計についてです。会計管理局予算総括表の令和6年度の欄を御覧ください。2段目の会計管理課の当初予算額は3億9,735万2,000円で対前年度比9.2%の増、その下の総務事務センターは4億5,238万1,000円で対前年度比6.1%の増となっています。会計管理局全体では、8億4,973万3,000円で対前年度比7.5%の増となっております。引き続き、適正な会計事務の執行と効率的な総務事務の推進に取り組むとともに、会計事務のデジタル化を進めてまいります。

次に、3ページをお願いします。特別会計の歳入予算総括表です。会計管理局では、表の一番上の収入証紙等管理から5番目の会計事務集中管理まで5つの特別会計を設けています。それぞれの特別会計につきましては、後ほど各課長から御説明しますが、会計管理課では収入証紙の管理を、総務事務センターでは職員給与の支給の集中処理などを行っています。

令和6年度当初予算案の説明は以上です。

続きまして、令和5年度補正予算案について御説明します。資料4ページをお願いします。総務事務センターの一般会計で、公用車任意保険料の減等により863万7,000円を減額するものです。

続きまして、5ページをお願いします。総務事務センター所管の3つの特別会計で、それぞれ所要見込額の減により減額補正をお願いするものです。

まず、旅費集中管理特別会計につきましては、1億463万5,000円を減額するものです。

続きまして、6ページをお願いします。用品等調達特別会計につきましては、3億5,000万円を減額するものです。

最後に、7ページをお願いします。会計事務集中管理特別会計につきまして、5億2,200万円を減額するものです。

令和5年度補正予算案の説明は以上です。

当初予算、補正予算の詳細につきましては、各課長から御説明しますのでよろしく願いいたします。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を受けます。

〈会計管理課〉

◎明神委員長 まず、会計管理課の説明を求めます。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 それでは、会計管理課の令和6年度の一般会計及び特別会計の当初予算案について御説明いたします。紙資料では赤色のインデックス、会計管理課の資料1ページをお願いいたします。

まず、一般会計の令和6年度当初予算案の主な歳入予算につきまして御説明いたします。表の中ほどの節の区分欄の上から3行目の(1)支払未済資金は、自動車税等の還付金を債権者に対して送金通知書により支払いを行ったものの中で、金融機関で受領されないまま1年を経過した未払いの資金について、歳入に受入れをするものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。次に、歳出予算のうち主なものにつきまして、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

2会計管理費のうち金融機関調査委託料は、公金の保管・運用を安全に行うために、公金を預け入れる金融機関や証券会社の経営状況の調査を専門機関に委託して行うものでございます。

財務会計システム運用等委託料は、財務会計事務を効率的に行うため、財務会計システムの運用・保守・管理等を委託するものでございます。

財務会計システム改修委託料は、財務会計システムで印刷をするための機能のサポート終了に伴い、印刷方法をPDF出力に移行するため、財務会計システムの改修を委託するものでございます。

財務会計システム基本設計委託料は、会計事務等のデジタル化を推進し、業務の効率化と県民サービスの向上を図ることを目的に進めております財務会計システムの再構築に係る基本設計業務を委託するもので、令和5年度の当初予算でお認めいただいた債務負担行為を現年化するものでございます。

詳細につきましては、6ページの資料で御説明させていただきます。表題が財務会計システムの再構築となっている資料の上段部分を御覧ください。

まず、左側の1財務会計システムの再構築の概要をお願いします。1つ目の四角に記載しておりますが、現行の財務会計システムは平成4年度に稼働を開始し、既に30年以上が経過しております。旧来の紙帳票を前提としているなどシステム設計も古く、デジタル化

に向けた対応が困難であるほか、運用保守経費及び改修経費が高止まりしているなどの課題があります。そのため、その下の四角の新たな財務会計システムの主な再構築の内容にありますとおり、ペーパーレス化やキャッシュレス化、人為的ミスの防止機能の拡充と事務作業の効率化などの実現に向けまして、令和5年度当初予算で債務負担行為をお認めいただき、システムの再構築を進めているところでございます。

次に、右側の2財務会計システム再構築のスケジュール等の(1)スケジュールの見直しの旧の欄を御覧ください。これまで当委員会で御説明してまいりました再構築のスケジュール案を表にしております。基本設計業務を令和5年7月から令和6年6月までの1年間で策定し、その後、詳細設計と開発に2年をかけて令和8年10月までに新たな財務会計システムの開発を完了させる予定としておりました。

しかしながら、スケジュール表の下の基本設計委託期間の延長理由に記載しておりますとおり、先行する他県事例等を参考に、当初の想定以上にシステム機能の見直しや新機能の導入についてさらなる検討が必要となりました。具体的には、下の丸にありますとおり、指定金融機関とのデータ伝送の見直しのほか、新たな電子決裁システムや電子請求システムなどの新機能の活用などで、関係機関や庁内関係課との調整に時間を要するとともに、追加機能の具体化に係る検討のための期間が必要となりました。

そのため、基本設計に係る委託期間を9か月延長し、令和7年3月までといたしました。このことによりまして、新の欄にございますとおり、令和9年6月までに開発を完了し、7月から新システムを稼働するスケジュール案へと変更することといたしました。

財務会計システム基本設計委託料関連についての説明は以上でございます。

それでは、2ページにお戻りください。右側の説明欄、2会計管理費の上から5つ目のデータ作成委託料は、歳入歳出決算書のペーパーレス化により、PDFデータ作成業務を委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、事務費でございます。主なものといたしまして、会計管理局の会計年度任用職員の報酬やコピー代などの庶務費のほか、指定金融機関等に対する公金収納事務の取扱手数料や県証紙の印刷などの経費がございます。

なお、新規の経費といたしまして、今年10月から全国銀行データ通信システムを通じた銀行間における公金振込が無料から有料となることに加えまして、この公金振込を取り扱う指定金融機関の事務コストも勘案した上で、データ伝送1件当たり110円の公金支出に係る手数料を合わせて1,210万円を計上しております。

3収入証紙等管理特別会計繰出金は、一般財源で手当てをする必要がある証紙売りさばき手数料について必要な繰り出しを行うものでございます。

これらの計は、次のページにございますとおり3億9,735万2,000円となり、前年度と比べ3,355万円余りの増となっております。この主な要因といたしましては、先ほど御説明い

たしました財務会計システム基本設計委託料などの増によるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。収入証紙等管理特別会計の歳入予算でございます。表の中ほどの節の区分欄の上から3行目の（1）一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を受け入れるものでございます。

（2）証紙売りさばき収入は、証紙売りさばき人が県に支払う証紙代金でございます。

次に、5ページの歳出をお願いします。右端の説明欄の1償還金は、証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに、証紙と引換えに証紙購入代金を還付するものでございます。

2一般会計繰出金は、証紙によって納入された使用料、手数料につきまして、各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対しまして、この特別会計から繰り出すものでございます。

これらの計は前年度から2,411万円の減となっておりますが、その要因といたしましては、県全体の証紙による収入調定額が減少傾向にあることから、予算額につきましても減額となったものでございます。

最後に、収入証紙につきまして補足説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。表題が高知県収入証紙のあり方の見直しとなっている下段部分を御覧ください。

左側の1収入証紙の概要と主な課題をお願いいたします。県では、運転免許証やパスポートの取得などに係る手数料や一部の使用料につきまして、収入証紙を収納に活用しております。具体的には、県民の方が収入証紙を利用して手数料等を納付する場合、金融機関や市町村などの売りさばき所で収入証紙を購入し、各種行政手続に係る申請書等に貼付した上で、県に提出をしていただいております。

こうした現状の中、下の（1）主な課題にありますとおり、収入証紙を購入できる場所や時間が限られるほか、申請窓口と売りさばき所が異なる場合は証紙を事前に購入していただいたり、申請書に貼付する手間がかかるなど利用者の利便性の面で課題がございます。

また、高騰する証紙の印刷経費や証紙の保管・消印・還付手続といった事務処理の負担などの行政コスト面での課題も抱えております。

こうした課題に加えまして、（2）他県の状況にございますように、18都府県で廃止済み、廃止予定との調査結果が出ております。このことから、行政事務のデジタル化が進む中で、全国的に証紙の廃止を含め、見直しの検討が進んでいる傾向が伺えます。

このため、真ん中の囲みを御覧ください。利用者売りさばき人へのアンケート調査等を実施いたしました。

利用者アンケートでは、収入証紙の利便性についてお聞きしたところ、不便・どちらかといえば不便と回答された方が80.9%に上るとともに、証紙が廃止された場合にどのように思うかお尋ねしたところ、賛成・どちらかといえば賛成が78.0%、反対・どちらかとい

えば反対が6.0%との回答結果でございました。

また、売りさばき人への聞き取り等調査におきまして、証紙の廃止についてお聞きしたところ、賛成・どちらかといえば賛成が45.9%で、反対・どちらかといえば反対の18.9%を上回る結果となっております。その中で、販売に係る手数料収入の減少を懸念する声もいただいております。

右側の3今後の取組方針を御覧ください。今後につきましては、こうしたアンケート結果などを踏まえまして、下の囲みにございますとおり、収入証紙の廃止を含め、その在り方を見直したいと考えております。その際には、1つ目の四角に記載しておりますとおり、既に導入しておりますクレジットカード決済による収納利用の拡大とともに、財務会計システムの再構築の中で、電子マネーやインターネットバンキングが利用できる新たな電子収納の導入を検討するなど、収納方法の充実を図ってまいります。

加えまして、その下の四角にございますとおり、売りさばき人などから引き続き御意見をいただきますとともに、他県の状況も情報収集しながら、収入証紙の在り方の見直しについて検討を深めてまいります。

当初予算の説明は以上でございます。

なお、令和5年度補正予算につきましては該当ございません。

会計管理課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎今城委員 財務会計システム改修委託料でPDF出力に移行するための改修に922万4,000円で、また、データ作成委託料でPDFデータを作成するために予算計上していますが、出力対応したらこれは要らないのではないですか。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 まず、財務会計システム改修委託料については、今はシステムを使った際に出力される方式がKCCプリントという著作権がある方式を使っているんですけど、それがサポート切れをするために、システム内を改修して変えるものです。下のデータ作成委託料のほうは、今回の予算議案のように決算書の書類をPDF化して、それをもって今まで印刷をしていたものを替えるものになっております。

◎今城委員 システム改修でPDFの出力に対応できるようになったら、そのデータの作成委託料は必要ないんじゃないかという意味なんですけど。そのままPDFで出力できるのだったら、別に委託する必要ないんじゃないかと。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 財務会計システムそのものから決算書の書類はできているわけではなく、財務会計システムと決算書をそのままつながるものではございませんので、それは別々の形になっております。

◎はた委員 会計管理局全体の予算に関わってくると思うんですが、例えば会計事務集中管理の業務について、補正でマイナス5億円だけれども、当初予算ではプラス7億円で、

その辺の予算の立て方、前年度は減額補正で、言ったらお金が余ったということで締めているけれども、新年度予算のプラスというのは。

◎池上会計管理者兼会計管理局長 そのこの部分は総務事務センターの管轄だと思いますので、総務事務センターの課長の説明の中で一定お答えができればと思います。

集中管理の関係は、私どもで特別会計での予算を組んでおりますけれども、総務事務を集中的に行うために、各課が組んだ事業予算を賄えるだけのものを枠として持つておかなければ対応できません。例えば用品であれば、各課が物を買う予算をつけます。それを集中処理しますので、総務事務センター側はその予算を持って、年度の最後に各課から特別会計にお金を頂くというような仕組みになっております。

ですので、我々が積み上げるというよりは、全体で積み上げたものが結果として私どものところに積み上がる。補正も同様です。各課が補正をして例えば減額をする、その積み上がったものが私どものほうに来るのが考え方になります。

総務事務センターの説明をお聞きいただいて、また何かあれば御質問いただければと思います。

◎はた委員 収入証紙の廃止への見直しということで説明がありましたけれども、アンケートを取られて、利用者は8割が廃止の方向を賛同していると。一方で、売りさばき人の聞き取り調査をすると賛成する人が45%で、この利用者と売りさばき人の廃止への意識が全然違うのはどういう状況なんでしょうか。聞き取りする中で何かお話は聞いてないでしょうか。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 売りさばき人の方につきましては、実際に収入証紙を利用者の方に売りさばく際に、売りさばきに係る手数料収入が入ってくる形になっております。それが3.3%という数字になっております。そこで、その収入の分が減るんじゃないかと懸念をされて、反対・どちらかといえば反対が18.9%という形で表れていると思います。

ただ、売りさばき人の方につきましてもいろいろお話を聞きしますと、やっぱり収入証紙を貼ったりとか保管するとか、事務コストがかかるところは課題としてお持ちでいらっしゃるし、何らかのほかの方法があれば、それについてはデジタル化が進む中でやむを得ないといったようなお声もお聞きしております。

◎寺内委員 財務会計システムの再構築について、どんどんシステムは進化していっているので、いいものを作ってもらいたいと思います。スケジュール見直しについては、さらにいいものをつくるためのスケジュール見直しだから了としたいと思うんです。

その中で、基本設計の分で仕様は県がいろいろな申し入れをしていくと思うんですけど、行政情報システムなども標準版に今大手ベンダーなんかもなっているんです。言ったら競争性を防ぐような形でブラックボックスも作らないと、当然のことながら民間の大

手ベンダーなどはプラットフォーム化もされていっていると思うんです。財務会計システムといったら行政はどれも使っていく分でもあるから、一つは今回の基本設計なんかの仕様に対しては、これができ上がったとき、次にこのシステムの改修とかをやっていくときに競争性が働くような。従来の分であれば、ブラックボックスがあって、次の入札のときにはなかなか競争性が働かないという、どうしても悪いところがあるんです。せっかくいいものをつくるから今後はいいもので競争していただきたいと思うんですけど、その点はいかがでしょうか。

◎猪野会計管理局次長兼会計管理課長 財務会計システムの再構築という資料の中でも記載させていただいております。ちょっと説明は省きましたけど、主な再構築の内容の下のところに、特定のプログラムに依存しないシステムの構築で、いわゆるベンダーロックインといったものを防いで競争性を保っていくというところで、できるだけオープンで標準的な技術であったり製品であったりといったものを使うことによりまして、多様なベンダーが参入できる環境を整えていきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理課を終わります。

〈総務事務センター〉

◎明神委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。

◎山岡総務事務センター課長 初めに、一般会計及び特別会計の令和6年度当初予算案につきまして御説明させていただきます。紙資料では、赤色のインデックス、総務事務センターの1ページをお願いいたします。

一般会計の令和6年度当初予算の歳入予算案について、主な内容を御説明させていただきます。上から3行目の1総務費負担金の(6)総務事務センター費負担金は、当課が所管をしております総務事務集中化システムの運用保守と旅費事務センターの運営、新旅費システムの運用保守の委託に要する経費のうち公営企業局に係る金額を負担金として受入れをするものでございます。

2ページをお願いいたします。総務事務センター費の歳出予算案につきまして、右側の説明欄に沿って主な内容を御説明させていただきます。

2総務事務センター費、1つ目の物品管理システム運用保守等委託料は、本庁における物品等の調達や本庁と出先機関の備品の管理などを行っております物品管理システムの運用保守や備品登録の際にファイルを添付できる機能を追加するなどの改修に要する経費でございます。

総務事務集中化システム運用保守等委託料は、会計年度任用職員の任用や離職の手続をはじめ、諸手当の認定や年末調整の実施、光熱水費などの共通経費の支払いを集中処理しております総務事務集中化システムの運用保守や、銀行振込や諸手当などの制度改正に対

応するための改修に要する経費でございます。

旅費事務センター運営委託料は、職員等の出張において旅程の作成からチケットの依頼・支払いまでの事務処理を行っております旅費事務センターの運営に要する経費を計上しております。

新旅費システム運用保守等委託料は、現在運用しております第2期新旅費システムの運用保守や、ETC専用料金所が増加していることに伴いますETC利用の有無を反映させる機能を追加するなどの改修に要する経費でございます。

総務事務委託料は、総務事務センターが集中処理を行っております総務事務の一部を、平成29年10月から外部に委託しており、その委託に要する経費でございます。

事務費の主なものとしましては、会計年度任用職員の報酬や公用車の任意保険料、本年10月から有料化されます銀行への振込手数料のうち旅費に係る振込手数料、災害対応に従事する職員用の食料・飲料水などの備蓄に要する経費でございます。

総務事務センター費の合計額は、一番下の行の4億5,238万1,000円で、前年度から2,583万1,000円の増額となっております。その主な要因は、総務事務集中化システムの改修などによるものでございます。

続きまして、特別会計の歳出予算案について御説明させていただきます。3ページをお願いいたします。総務事務センターは4つの特別会計を所管しております。

まず、給与等集中管理特別会計でございます。知事部局等の職員、県立学校、小中学校の教員、警察官の給与等を支給するための特別会計で、各課が一般会計に計上した人件費予算を積み上げております。この後に御説明いたします3つの特別会計も同様ですが、基本的に各課からの公金振替による諸収入を財源としております。予算額は936億1,800万円で、前年度から2億3,500万円の減額となっており、その内訳は、職員手当の増額2億3,900万円、給料の減額9,200万円、共済費の減額3億8,200万円となっております。

4ページは旅費集中管理特別会計でございます。この会計は職員等の旅費を集中的に支払うための特別会計でございます。予算額は13億7,086万9,000円で、前年度から987万7,000円の減額となっております。

5ページは用品等調達特別会計でございます。本庁各課、委員会等の事務局、公安委員会で必要な物品等の調達や納付書や賞状など調達に時間がかかります定例様式の在庫用品の管理を集中的に行うための経費を計上しております。予算額は13億2,230万7,000円、前年度から7,895万4,000円の減額となっており、主な要因は、備品購入費の増額1億6,000万円と、需用費の減額約2億3,600万円によるものでございます。

6ページは会計事務集中管理特別会計でございます。会計年度任用職員の報酬、手当や公共料金、コピー料金など共通経費の支払いを集中的に処理するための経費でございます。予算額は82億3,239万6,000円、前年度から7億2,425万2,000円の増額となっております。

主な要因は、会計年度任用職員の報酬等の増額約 8 億 8,000 万円と、光熱水費の減額約 1 億 9,000 万円によるものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、2 月補正予算案について御説明させていただきます。

7 ページは一般会計でございます。備蓄物資の購入や公用車の任意保険契約の入札残につきまして減額を行うものでございます。

8 ページは旅費集中管理特別会計でございます。各所属の執行状況に合わせて、不用額の減額を行うものでございます。

9 ページは用品等調達特別会計でございます。消耗品や備品購入などの執行状況に合わせて、不用額の減額を行うものでございます。

10 ページは会計事務集中管理特別会計でございます。各所属の会計年度任用職員の任用状況や光熱水費などの共通経費の執行状況に合わせて、不用額の減額を行うものでございます。

総務事務センターの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 会計事務集中管理特別会計の前年度比プラス約 7 億 2,000 万円の内訳については、会計年度任用職員の処遇改善が圧倒的だと思うんですが、処遇改善の部分はどの程度でしょう。全てが処遇改善分と理解していいんでしょうか。

◎山岡総務事務センター課長 まず、報酬につきまして、2 億円余りの増額となっております。そして、給料はフルタイムの会計年度任用職員でございますが、5,928 万 6,000 円の増額となっております。それと、手当が 5 億 3,200 万円余りの増額になっており、ベースアップに伴い共済費も増額 8,196 万 3,000 円の増額ということで、会計年度任用職員の報酬等の増額で 8 億 8,107 万 9,000 円の増額になっておるところでございます。

◎はた委員 新旅費システムで ETC の機能追加をしていくという説明があったかと思うんですが、どういう課題があって ETC 関連の改修が今回されるのか、またそれによって何が改善するのかという点もお願いします。

◎山岡総務事務センター課長 インターチェンジの ETC 専用料金化というのは全国的にも進んでおりまして、昨年 4 月 3 日に伊野インターチェンジが ETC 専用化されました。伊野インターチェンジは、本庁から最も近いインターチェンジでございますので、そこを出入りするルートが結構多うございます。その関係で、ETC の利用のあるなしを判別するようにしないと、全てどちらか一方で旅費を自動計算してしまいますと、その都度、領収書をつけていただくというようなところで、旅費事務センターとしましても審査にその分時間がかかりますし、また職員の皆さんにとっても ETC がついているのに領収書をまた取らないといけないのかという事務の軽減も図れるところがございます。全国的に E

TC専用のインターチェンジが増えているということ、プラス職員の手間、旅費事務センターの事務処理の手間を考えまして、改修予算を計上させていただいております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

総務事務センターを終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので御了承願います。

◎長岡教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事について御報告させていただきますと思います。

県立学校教諭が生徒に対しわいせつな行為を行った事案でございます。当該教諭に対しましては、2月28日付で免職の懲戒処分を行いました。子供たちの倫理感や社会性を育む学校で勤務する教育公務員が、このような子供の人権を侵害し深刻な影響を与えるわいせつ行為を行ったことは大変遺憾なことであります。公務員に対する社会的信用を失墜させ、公教育への信頼を損なう不祥事が起きたことを重く受け止め、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

県教育委員会としましては、服務規律の徹底や研修はもとより、全ての教職員が教育公務員としての職務を自覚し、高い倫理感や使命感を確立するための取組を一層進めるとともに、引き続き学校組織力の向上や風通しのよい職場づくりに努め、子供たちのために一丸となって職務に精励することで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

なお、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。教育委員会所管の議案は、令和6年度高知県一般会計予算など予算議案が4件と条例その他議案が2件でございます。

まず、令和6年度当初予算について説明させていただきます。お手元の総務委員会資料、議案説明資料の2ページを御覧ください。当初予算の総括表でございます。

一般会計予算につきましては、総額846億6,489万8,000円で、令和5年度当初予算額と比較しますと24億995万円余りの増、対前年度比102.9%となっております。このうち教職員の給与や退職手当などの人件費は653億5,585万円余りで、前年度比45億2,524万円余りの増、人件費を除いたいわゆる政策的な予算額としましては、193億903万円余りで、前年度比21億1,528万円余りの減額となっております。

また、高等学校等奨学金特別会計予算は、2億3,000万円余りを計上しております。

人件費を除く予算の主な増減項目につきましては、下の表を御覧いただけたらと思います。

まず、増額の主な要因につきましては、1番目にあります県立学校施設の長寿命化改修や、その次の青少年教育施設の耐震化等に係る費用などがございます。

減額の主な要因は、下段にありますように（新）安芸中学校・高等学校の校舎棟及び体育館の新築工事の完了などによるものであります。

4ページを御覧ください。令和6年度から新たに運用が始まります第3期教育大綱及び第4期高知県教育振興基本計画の4つの基本方針（案）に沿って、令和6年度予算の主要な事業をまとめたものがございます。この資料に沿って、令和6年度当初予算及び国の経済対策に対応しました2月補正予算の内容を御説明させていただきます。

なお、次期教育大綱及び教育振興基本計画の案につきましては、後ほど報告事項としても御説明させていただきます。

まず、基本方針1「高知家」の全ての子どもたちが、急速に変化する予測困難な今後の社会を生き抜く力を身につけるための教育の推進についてであります。

個別最適・協働的な学びの一体的な充実、ICTの活用による授業等の改善の1つ目の学力向上検証サイクル確立事業及び、2つ目の授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化につきましては、それぞれ小中学校・高等学校において、ICT等を効果的に活用しながら、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐサイクルを確立してまいります。

学習支援プラットフォーム構築等委託料では、高知家まなびばこについて、スタディオグの教員、児童生徒等へのフィードバックの充実を図ります。

高等学校DX加速化推進事業につきましては、2月の補正になります。国の補助事業を活用し、県立高校10校程度にICT機器や実習設備を整備することで、情報教育に特色を持つDXハイスクールへの進化を図ってまいります。

次に、キャリア教育等の推進とグローバル社会で活躍する人材の育成としまして、高等学校では、大学の学び体験や企業訪問、インターンシップ等への参加者を増やすとともに、企業へのインタビューシップの導入、高知県工業会等と連携した事業所説明や、講師派遣によるキャリア講演も行うことで、県内就職につながる取組を充実させてまいります。

また、小中学校につきましては、高知県の産業や企業等について理解を深められるように、中学生向けの副読本みらいスイッチをデジタル版として改訂することとしております。

グローバル教育推進事業では、高知国際中学校・高等学校において、バカロレア教育のさらなる充実を図るほか、高校生の短期留学の実施支援や専門家を招聘した授業研究などを行っていくことで、グローバルな視点を持つ人材の育成につなげてまいります。

また、英語教育強化プロジェクトは、課題が見られる中学校の英語について取組を強化

していくもので、新たに児童生徒の英語力向上を目指す市町村に対し、外国語指導助手等の配置を支援する補助金を創設することなどにより英語力の向上を図ってまいります。

次に、高等学校の魅力化の促進では、地元中学校や県外からの入学生の増加を図るため、地域コンソーシアムを構築し、特色ある取組を充実させるとともに、新たに県版地域おこし協力隊を活用した高校魅力化コーディネーターの配置を行います。また、学校の魅力をPRするプロモーションや交流施設等を整備する市町村への支援も行ってまいります。

次に、就学前教育・保育の質の向上では、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、モデル地域における架け橋期カリキュラムの実践、検証、改善を支援するとともに、モデル地区に準じた取組を県内全域へ普及してまいります。また、幼児期の教育に関する普及啓発の強化や、市町村の取組への支援の充実を進めてまいります。

次に、資料の右側、基本方針2「高知家」の子どもたちを誰一人取り残さない、多様な背景・特性・事情等を踏まえた包摂的な教育・支援の推進についてでございます。

まず、切れ目のない特別支援教育の推進につきましては、通常の学級において特別な支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の意識を向上させるため、指定校を設定して取り組み、その事例を集積して展開してまいります。

また、特別支援学校において、地域と協働したキャリア教育に取り組むとともに、就職アドバイザーを配置し、就労支援や進路指導を充実させてまいります。

次に、いじめへの総合的な防止対策、重層的な支援体制の整備・強化による不登校対策の推進についてでございます。いじめにつきましては、重大事態化を防止するため、スクールロイヤーの活用を促進するとともに授業や教職員研修の充実を図ります。また、スクールソーシャルワーカー等を活用し、学校の支援体制を強化するとともにSOSの出し方に関する教育指導資料の作成、活用により、いじめや不登校の深刻化を防いでまいります。

不登校につきましては、タブレット等を活用しながら安心して学習ができる校内サポートルームの設置を促進するとともに、有識者会議を開催し、高知県の実情に応じた多様な教育機会の在り方について研究を進めてまいります。

さらに、心の教育センターにおきまして、ICTを活用した居場所の提供や学習支援などサポート体制を整備するほか、スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉担当部署との相互連携による支援体制の強化など、専門人材の効果的な活用を推進してまいります。

次の地理的条件に関わらない充実した教育機会の提供につきましては、小規模高校において、生徒のニーズに応じた授業や補習等を配信し、学校規模や地域間における教育機会の格差の解消を図ってまいります。来年度は、配信による授業時間数を拡大するとともに、中学校の免許外指導の支援員や指導力向上支援校を拡大する予定としております。

資料左下を御覧ください。基本方針の3「高知家」の誰もが、生涯にわたって学ぶことができる環境づくりと活動・取組の推進についてであります。

まず、青少年教育施設の整備につきましては、施設を安全・安心に利用していただくために、青少年体育館及び青少年センター体育館の非構造部材の耐震化や、芸西天文学習館改築等に取り組みます。

また、オーテピア高知図書館につきましては、1人1台端末で閲覧できる電子書籍の充実とともに、デジタル・グリーン・グローバルに関する資料を収集し、県立学校等との一層の連携を図ってまいります。

次に、右側にあります基本方針4「高知家」の教育・学びの充実に向けた各種施策を総合的・計画的に推進するために、必要な基礎的・基盤的な環境・体制等の整備についてであります。

まず、働き方改革と人材確保に向けた取組でございます。一番上の教員業務支援員配置事業等では、教員の業務負担の軽減を図るため、教員業務支援員等の配置を拡充してまいります。また、メンタル要因による早期退職や病気休職などの予防やハラスメントへの対応等のため、メール・電話等に加え、若年教職員を中心に新たに学校訪問による相談対応を行う心理士等の専門職相談員を配置するほか、小学校の新規採用教員に対し、授業や児童生徒対応等への個別支援を行うサポート教員を新たに配置するなど、フォローアップ体制を整備してまいります。

一番下の保育士等の人材確保につきましては、福祉人材センターに配置するコーディネーターを増員し、求職者と保育職場とのマッチング機能を強化するとともに、保育士資格の取得を目指す学生への修学資金の貸付けや、保育補助者を配置する取組の支援などを実施するものであります。

次の安全・安心で円滑な教育活動等が展開できる環境整備につきましては、児童生徒の安全の確保のため、高校生防災サミットなどによる安全教育や学校施設の長寿命化改修、また、南海トラフ地震等の災害に備えた施設整備等を推進してまいります。

また、2月補正において、国費を活用した基金を設置し、来年度から令和10年度までGIGAスクール構想により整備された1人1台端末の更新を円滑に実施してまいります。

以上が予算案の概要でございます。この後、5ページから27ページまでは取組の詳細となっております。

資料の28ページをお願いします。教育委員会事務局における主な組織改正・定数補正の概要について説明させていただきます。来年度からの新たな教育大綱、基本計画に基づく施策を推進するため、体制の強化を行うものであります。

まず、ポイント1としまして、教育DXの推進に向けて、小中学校における教員のICT活用指導力の向上を図るとともに、ICTを効果的に活用した児童生徒主体の学びのモデルへの転換を推進するため、小中学校課に企画監を新たに配置いたします。

また、県立学校においても、授業づくりへの助言とICT活用の推進を一体的に行うた

め、高等学校課に学校支援・教育DX推進室を設置し、担当1名とICT授業アドバイザーを1名増員します。

また、ポイント2のとおり、不登校等の児童生徒への支援体制の充実としまして、不登校等の児童生徒に対する多様な学びの場の確保や支援の充実に向けて、不登校等に至る要因の分析やオンラインによる学習支援体制の整備、課題の解決に向けた相談支援体制の強化を図るため、心の教育センターに多様な学び・相談支援課を設置し、課長及び相談支援コーディネーターを新たに配置いたします。

ポイント3の高等学校の魅力化推進及び振興等に係る次期計画の策定としましては、中山間地域の高等学校の魅力化を促進し、地元中学校や県外からの入学生増加につなげるため、高等学校振興課の課長補佐と担当を1名増員するほか、県立高等学校の振興等に係る次期計画を策定するため、同課に担当を1名増員いたします。

ポイント4の学校における働き方改革の推進では、若年教職員のメンタルヘルス対策を強化するため、相談対応を行う心理職を教職員・福利課に新たに配置いたします。

続きまして、補正予算について説明させていただきます。29ページを御覧ください。

令和5年度2月補正予算の総括表でございます。一般会計補正予算につきましては、執行見込みを踏まえた減額補正のほか、先ほど説明いたしました国の経済対策の補正予算を活用して1人1台端末の更新のための基金を積み立てる経費や県立高校にICT機器等を整備する経費などを計上したもので、総額で1億500万円余りの減額となっております。

また、高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者数が見込みを下回りましたことから、6,500万円余りの減額となっております。

それぞれの予算議案につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

続きまして、条例その他議案につきましては30ページを御覧ください。

議案目録の抜粋でございます。上から4つ目の第45号議案高知県公立学校情報機器整備基金条例議案及び次の31ページの中ほどの第74号議案高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案の2件でございます。

各議案につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

次に、報告事案につきましては、冒頭に御報告させていただきました教職員の不祥事のほかに、第3期教育等の振興に関する施策の大綱（案）及び第4期高知県教育振興基本計画（案）について、高知国際中学校・高等学校の校歌についての2件がございます。

それぞれの報告事項の内容につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の12月議会以降の開催状況を説明させていただきます。32ページを御覧ください。

高知県産業教育審議会を2月に、高知県社会教育委員会を12月と2月に、高知県立図書

館協議会及び高知県いじめ問題対策連絡協議会を2月に、高知県いじめ問題調査委員会を1月にそれぞれ開催いたしました。

私からの総括説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎明神委員長 初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎鈴木教育政策課長 当課からは、予算に関する議案のほか、高知県公立学校情報機器整備基金条例議案の議決をお願いしております。

まず、令和6年度当初予算につきまして、当課に関するものと教育センターに関するものについて御説明させていただきます。

まず、お手元の教育政策課の説明資料1ページを御覧ください。議案説明書(当初予算)の抜粋でございます。まず歳入について、資料の中ほどの節の区分に沿って主な内容を御説明いたします。

上から3行目、(1)教育政策費負担金は、成績処理や出欠管理などの事務処理を効率化し、業務負担の軽減を図る校務支援システムに係る運用経費などの市町村からの負担金等でございます。

続きまして、2ページの上から5行目、(1)公立学校情報機器整備基金繰入は、総括説明にございましたGIGAスクール構想において導入した1人1台端末の更新に係る経費を市町村などへ補助するため、国費を活用した基金から令和6年度に必要な額を取り崩すものでございます。こちらの基金につきましては、後ほど条例の箇所を改めて詳細を御説明させていただきます。

次に、3ページを御覧ください。歳出につきましては、右側の説明欄に沿いまして主な内容を御説明させていただきます。

まず、1特別職給与費は教育長の給与費、また、2人件費は教育委員会事務局の一般職の職員の給与費でございます。

3教育振興費につきましては、次の4ページを御覧ください。一番上の教育委員会委員報酬は教育委員5名の報酬となっております。

1つ飛ばして訴訟事務委託料は、訴訟に備えまして、弁護士に支払う着手金についてあらかじめ計上しているものとなっております。

3つ下の地域教育振興支援事業費補助金には、教育大綱及び教育振興基本計画の基本方針を踏まえまして、各市町村が自主的・主体的に推進する取組を教育版地域アクションプランとして位置づけまして支援を行うものでございます。こちらは来年度も全市町村に対して、支援を行う予定としております。

次に、4教職員費の1つ目の職員研修負担金は、本県の教育振興に向けた取組の核とな

る教員の育成を図るために、高知大学教職大学院及び鳴門教育大学大学院に派遣します教員の入学金及び授業料について、その半額を負担するものでございます。来年度は、高知大学教職大学院に10名、鳴門教育大学大学院に3名の教員を新たに配置する予定でございます。

次の5情報教育推進費ですが、多岐にわたる委託を行っておりますので、委託内容ごとに主要なものについてのみ御説明させていただきます。

まず、県立学校校務支援システム更新等委託料と市町村立学校校務支援システム運用保守等委託料は、全ての県立学校と市町村立学校に導入しております、先ほども説明しました校務支援システムの運用保守に係る経費でございます。

また、次の学習支援プラットフォーム構築等委託料は、本県独自の学習支援プラットフォーム、高知家まなびばこの機能を拡充しつつ運用保守を行うもので、昨年9月議会でお認めいただきました債務負担行為の現年化分でございます。

また、4ページから5ページにかけまして、ただいま御説明いたしました委託業務以外の各委託業務の記載がございますが、こちらにつきましては、これまでに整備をしている各種ネットワークやシステムを円滑に運用するための保守管理などに必要な経費でございます。

5ページの上から5行目の公立学校情報機器整備費補助金は、歳入のところでも御説明いたしました1人1台端末の更新のための経費を市町村へ補助するもので、来年度は4市町村550台程度を見込んでございます。こちらも後ほど条例のところでも詳しく御説明させていただきます。

続きまして、6教育センター費の1教育センター管理運営費は、教育センター職員の人件費や清掃などの経費でございます。

6ページの一番上、2教員基本研修費は、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修や、2年次、3年次、7年次の教職経験者等研修、また、校長等を対象とした管理職研修などに係る経費でございます。

次の3教員専門研修費につきましては、特別な支援を要する児童生徒への指導力の向上を図る職務研修や、教科の専門性と実践的な授業力の向上を図る教科等研修、また、そのほか人権教育や保育に係る専門研修・講座などの実施に係る経費でございます。

次の4教育研究指導費のうち2つ目の遠隔教育システム構築等委託料は、高等学校の遠隔授業の拡充や、中学校の免許外指導担当教員に対する支援を行うために、遠隔教育システムの運用保守を行う経費でございます。

次の5教科研究センター費は、教員の自主的な授業研究や教科研究活動を支援するために、県内4か所に設置しております教科研究センターにおきまして、利用者への助言を行う指導アドバイザーの配置などに要する経費でございます。

以上、教育政策課の令和6年度当初予算額合計は26億7,176万円と、前年度に比べ1億9,204万5,000円、7.7%の増額となっています。

続きまして、8ページを御覧ください。債務負担行為でございます。8ページに記載していますのは、先ほど御説明しました情報教育推進費の事務費のうち、複数年度にわたって契約を行う必要がある県立学校のコンピューター用ソフトの使用料につきまして、債務負担のお願いをするものでございます。

令和6年度当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、令和5年度補正予算について御説明いたします。9ページを御覧ください。議案説明書（補正予算）の抜粋でございます。

まず、歳入につきまして、真ん中の節の区分欄の上から3行目の（3）教育政策費補助金は、1人1台端末の更新のために設置する基金の原資として国費を受け入れるものでございます。

10ページを御覧ください。歳出について主なものを御説明いたします。

右側の説明欄の下から2行目、3公立学校情報機器整備基金積立金も1人1台端末の関係で、歳入で御説明しました国費を原資に令和10年度までの端末の更新を行うための基金を設置し、積立てを行うものでございます。詳しくは条例で御説明させていただきます。

そのほかの幾つかの細目で、当初の見込みを下回ったため減額をさせていただいています。

以上が令和5年度補正予算についてでございます。

最後に、高知県公立学校情報機器整備基金条例議案について御説明させていただきます。12ページが議案の本体でございます。条例議案の内容も含めまして、この1人1台端末の更新の内容につきましては、次の13ページの資料に概要を御用意していますので、そちらに沿って御説明させていただきます。

まず、資料の一番上、1条例の概要ですが、今回制定しようとしております条例は、県、市町村、市町村の組合が行う初等中等教育段階の公立学校における情報機器の整備に要する経費に充てるための基金を設置しようとするものでございます。

この基金の具体的な用途は、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の更新経費への補助金でございます。基金の原資は全て国費となり、今後発生する端末更新に係る経費の国からの補助につきましては、都道府県が設置した基金を介して行う仕組みとなっており、全国的にも同様の対応が行われるものでございます。

次に、整備の対象となります情報機器について御説明させていただきます。2を御覧ください。

1つ目の丸にございますように、今回整備対象となります1人1台端末は、本県におきましては、現行の端末は令和3年度までに県と全市町村とを合わせまして約4万4,000台が

導入されています。

2つ目の丸でございますように、導入から2年ほど経過しました現時点では、ほぼ毎日授業で活用している学校が小学校で60%以上、中学校で70%以上、週3回以上の利用で集計した場合は90%程度利用されているなど積極的な活用が進んでいる状況となっております。

3つ目の丸にもございますように、1人1台端末は耐用年数5年となっておりますので、令和6年度以降に順次耐用年数を迎えますことから、更新をする必要があるものでございます。特に令和7年度に多くの端末が更新時期を迎えることとなります。

続きまして、当該基金と補助のスキームについて御説明させていただきます。3を御覧ください。

現在の端末を導入しました際には、国から各自治体が直接補助金の交付を受ける形となっておりますが、今回の端末更新につきましては、計画的に更新ができるよう国からの補助金を受けて各都道府県に基金を造成し、当該基金から県及び市町村への補助金を拠出するという形となっております。こちらの図は、今回の初回の補助金交付までの流れを簡単にお示ししたものでございます。

補助までの流れで、まず①として、県におきまして、今回御審議いただきます条例の制定により基金を設置いたします。そして、市町村への補助要綱の策定を現在行っているところでございます。

そして、②として、国から基金造成経費が交付されることとなっております。国から交付される基金造成経費につきましては、3月に初回分が交付される予定で、初回交付予定分は当面分として更新が必要な全体台数の2割分が交付される予定でございます。

次に、右側の③は市町村から補助の申請、④で交付の決定がされた後に、各市町村において⑤で実際に端末を調達して更新し、⑥市町村への補助金の交付という流れとなっております。

なお、基金の経費につきましては、先ほど初回分と申しあげましたように、今後国から複数回に分けて交付されることとなっており、令和6年度以降は国から需要の調査があり、それを基に交付される予定となっております。

また、現時点での予定では、基金の期限は令和10年度までとなっておりますが、毎年複数の市町村が更新を実施することとなっており、こちらの図にある②以降の手続が毎年行われる形でございます。

次に、補助の概要について御説明いたします。3の欄の左側、丸印の補助対象・台数・補助率等の部分を御覧ください。まず、補助の対象となるタブレット端末について、補助の対象の台数は、全児童生徒数に予備機分としまして15%を足したものに、補助上限額である1台当たり5万5,000円を乗じたものに対して補助率が3分の2となっております。全体

台数の3分の2の台数を補助するという考え方が取られているところでございます。なお、残りの3分の1の負担につきましては、地方財政措置がなされることとなっております。

次に、入出力支援装置という記載がございますが、障害がある児童生徒に対応した装置の導入に対するもので、こちらは10分の10の補助となっております。

最後に、4施行日でございますが、当該条例は公布日から施行することとしています。

なお、先ほども申し上げましたように、当該基金は令和10年度には終了し、基金に残額がございましたら、その残額につきましては国庫へ返還する予定となっております。

以上で、教育政策課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 大事なタブレットの更新はどんどんしていかないといけないので、計画的にお願いしたいと思います。先ほどのお話であれば、1台の上限が5万5,000円で、3分の2が基金から出て残り3分の1は地方財政措置が来るから、全て国からということで、ただし5万5,000円以内に抑えないと、それ以上だと持ち出しになるということです。5万5,000円で済むかどうか、今のお考えを教えてください。

◎鈴木教育政策課長 おっしゃるとおり、3分の2は国費、3分の1は地方財政措置となっております。5万5,000円を超えるタブレットを購入される場合は、おっしゃいますように各市町村の負担となります。5万5,000円で済むのかということにつきましては、今後国から端末の仕様等について一定のめどが示される予定となっており、その中で5万5,000円に収まるような形で示されるかとは思いますが、それを待っている状況でございます。ちなみに現行の端末は4万5,000円が上限額となっております。

◎寺内委員 タブレットというと、ウィンドウズやグーグルもある。その中でできるだけ安くなるよう高知県は工夫をして、市町村にも紹介して、早く入るような形を取ってこられた点は評価しているんですがいかがでしょうか。

◎鈴木教育政策課長 県として市町村も一定まとめて調達しておりますので、価格が低廉に抑えられたというのが現行の端末の状況でございます。

その上で、今回の端末の更新に当たっての基金の造成に当たりましては、国費補助の要件の一つとして市町村と共同調達をする形になっていまして、そうしたら数が増えますので当然業者側が価格を低廉に抑えるというスキームになっていまして、そういったような形で、額は一定低く抑えられるのではなかろうかというところで調整していければと思っています。

◎寺内委員 あと1点、業者も可能だったら地元の業者を大いに使っていただいて。そのときにどうしても全国で一斉に更新がかかりますので、タブレットが足りない、調達が難しいというケースも最初の方に起きたんですけど、そういうことのないように努力していただければと思うので、それは要望としてお伝えします。

◎はた委員 関連して、パソコンの基金の条例についてお聞きします。3分の2が国費で3分の1は地方財政措置ということなんですけれども、財政措置があるといえどもひもがついていませんので、それを県として3分の1について自己負担を市町村や個人に求めないという約束があるかどうか。国としては財政措置をしますということであれば、県としてはその分について自己負担を求めませんと約束しないと、単純に財政措置がありますと言われても、どこに使われるか制度上は県の判断になりますので、その点を明確に言っていただきたい。3分の1について、県としては財政措置があるので市町村や個人に負担はさせませんという、その約束はできますか。

◎鈴木教育政策課長 地方財政措置でございますので、県からこのような用途にという形で申し上げることは仕組み上できるものではございません。

ただ、3分の2は補助、3分の1は地方財政措置という形のスキームは、もう既に市町村にアナウンスもしております。また、現行の端末がそうになってございますので、その点を御理解されて各町村で御対応されるものと理解をしております。

◎はた委員 市町村の判断ということですか。

◎鈴木教育政策課長 地方財政措置は、そういう仕組みとなつてございます。

◎はた委員 県の方針として、教育の負担をつくらない、教育の無償化を憲法に基づいて徹底するためには、県としてのメッセージというものが要すると思うんです。財政措置があるから市町村の判断ですといえども、県として自己負担を求めないというメッセージを出すべきだと思うんですけど。市町村の判断といえどもです。

◎鈴木教育政策課長 繰り返しになりますが、地方財政措置ですので特定の用途を県でお示しするということはございませんので、そこについてのお約束は申し訳ありませんができません。

その上で、アナウンス自体は、3分の1は地方財政措置と申し上げます。現行が既にそういうスキームになっていますので、各市町村で適切に御判断いただけるものと理解してございます。

◎中根委員 基金を積み上げて更新をしていかなければならない。それは当然やらなければならないわけですけど、具体的にこれまでの端末を利用して、例えば故障になったような場合にどんな手だてでクリアしてきたのか。そういうところまで目配りをするとすれば、実態はどうなんでしょう。

◎鈴木教育政策課長 国費のスキームの中で、今回は予備機の分がついてはいますが、現行では予備機分がついていませんでしたので、各市町村で個別に御対応いただいている状況かと思えます。

先ほど申しましたように、今回は15%分の予備機分の額がついてございますので、その分を含めて市町村で御準備いただけるものと理解をしてございます。

◎中根委員 その辺りの徹底をしていただきたいと思います。というのは、実際に壊れてしまって自宅にあるタブレットか何かで流用して何とか成り立っているなどのいろんな事例が生まれているようです。ですから、必要なものについては、壊れた場合などに家庭の負担がないような形を取るべきかなと思いますので。その辺りはその15%分が今度ついたのですっきりするなど。そこは県としても、各市町村にもそういうものであって、自己負担がないように配慮しましょうということを徹底していただきたいと思います。いかがですか。

◎鈴木教育政策課長 予備機の15%分がついているということにつきましては、このスキームが示されて以降、各市町村にアナウンスをしていますので、各市町村で適切に御理解いただいているものと思いますが、なお一層周知を図っていただければと思います。

◎中根委員 分かっているのに、現場では、自己負担的なものがあるように聞くところがありますので、そのところは今一度徹底していただければと思います。

◎西内委員 ちょうど1か月前の2月13日の共同通信の新聞記事で、公立中のプログラミング指導の技術の正規免許を持ってない割合が23%ということで、これは全国の数字でございますけれども、本県はどういう状況にあるのか、もしお分かりになればお願いいたします。

◎鈴木教育政策課長 小中学校課の所掌になりまして、後ほど小中学校課の説明の際にお答えさせていただくようにいたします。

◎西内委員 了解しました。

それ以外にも美術、家庭科とか複数の科目に及ぶわけですが、いわゆる特定の教科において資格を持った人の人材確保が困難な状況にあるということで、こういった部分に対してどういう具体策をしていかれるのか、答弁をお願いします。

◎鈴木教育政策課長 人材確保につきましては、各学校主管課からもそれぞれお答えさせていただくかと思いますが、当課の関係の仕組みということで申し上げます。人そのものの確保というのは当課では主ではございませんけれども、例えば遠隔教育の仕組みを使つての免許外支援というのはまさにそういうものかと思えます。人員が確保できてないところに対して遠隔教育の仕組みを使つてサポートするですとか、そういったような仕組みを使つてフォローもしていくといったような形で、教育委員会事務局全体として体制を取っていただければと考えてございます。

◎西内委員 それぞれの課で関連のことは御説明いただけるということで、ありがとうございます。

それと、リーフレット作成委託料がありますけれども、高知家まなびばこに関する周知ということで、これは学生が使うもので、学生は学校において実際に触れるので周知の必要があるのか。どういった意図で、どういった方を対象にこのリーフレットを作成される

のか、その目的とか狙いの部分についてというのと。資質向上調査研究事業費が、決定額が50万円ぐらい減っております。減り幅が例年に比べてどうかというのは分からないですけども、いろいろ不祥事などが続いていく中で、しっかり審査会が機能して、きちんとした必要な措置が行われていく体制にあるべきだと思うんですが、この辺りは強化していかなくて大丈夫なんですか。どんな内容で、こういう金額の変更が起きているのかというのをお願いします。

◎鈴木教育政策課長 2点目の御質問について、もう一度お願いできますか。

◎西内委員 資質向上調査研究事業費が前年度予算額よりも減額されておるわけなんです。それは例年の振れ幅からしたらこういうものかという話なのかもしれませんが、昨今の教員の様々な不祥事が起きているということであれば、指導を要する教職員の認定に関する審査会がきちんとこの予算で機能するのか、また、その指導研修がしっかり行われるかどうかということです。

◎鈴木教育政策課長 失礼いたしました。

まず、1点目のリーフレットに関しましては、基本的には活用される児童生徒向けを念頭に置いてございます。高知家まなびばこにつきましては、もう既に児童生徒に活用いただいていますけれども、より一層、もう少し伸び代があるのではなかろうかというところで、より分かりやすく、こういったところで使えるといったようなことをお示しする。かつ、先般お認めいただきました新たな機能拡充等も今後ございますので、そういったことをより分かりやすい形でお示しするようなものを考えてございます。そういったもので高知家まなびばこの活用を伸ばすといったところにつなげていただければということになってございます。

2点目の資質向上調査研究事業費につきましては、御質問いただきましたとおり指導を要する教職員の認定の審査会といったものについての経費でございます。額自体は拡充をしていませんけれども、一方で、今回の報告事項でもございます不祥事は実際続いていますので、不祥事につきましては県教委全体として現在の取組についてプロジェクトチームも設けてまとめてもいますので、その中でこの事業費に上がってこないような形での取組にはしっかりと取り組んでいければということでございます。こちらの予算は審査会と特定の会議等の用途となっておりますけれども、不祥事への対応策につきましては、現在教育委員会としてしっかりと取りまとめているところでございますので、そちらをしっかりと進めていければと思っております。

◎はた委員 令和6年度の新規事業のスタディログの活用について、フィードバックをすると課長から説明がありましたけど、そのフィードバックをする相手に保護者もというふうに広がっていると思うんですけども、保護者にフィードバックをして、どういう活用をして何を求めていくのか、何を目指すのか。スタディログのさらなる活用の拡大という

ところについて、目的、目指す姿について説明ください。

◎鈴木教育政策課長 9月議会でお認めいただいた際にも御説明申し上げましたけれども、スタディログは子供たちの学習の履歴、あるいは学力の状況といったものを子供たち本人や保護者の方にも御理解いただくことによって、個々の子供たちの学びの現在地を把握できると。その上で、何に課題があるのか、この子はどこがよくて、どこが苦手なのかといった次のステップについて、子供本人や保護者の方もその子の現在地が分かるといったようなところで、フィードバックをして、次の学力向上の施策、手だてにつなげていただくといったようなことを用途としては考えてございます。

◎はた委員 保護者に対するフィードバックの目的は、あくまでも課題を伝えるということですか。それから先に何か施策的な展開があるんですか。

◎鈴木教育政策課長 個々の保護者の方にお伝えするという意味でいえば、御家庭のお子さん方の今の状況を御理解いただくところに尽きるかと思えます。

◎中根委員 さっきつけ足して言えばよかったですけど。タブレットなどを購入する際に、徳島県の教育長が退任をされるような事態が起こっています。先ほど、たくさん購入することによって価格を下げているという話がありましたけれども、そのリーダーシップを取るのは県教委でしょうか。そういう事態があるのは不幸なことなので、これからは産業界とはどういうふうに、きちんとした節度を持った対応をするのか。数がたくさんになるので、地元の業者を使いたいと思っても、それを保障するためには大きいところにならなきゃいけないとか、いろいろなことが起こっているんじゃないかと思いますが、県教委としての注意点というか、どんなふうにかえられていますか。

◎鈴木教育政策課長 まず、徳島県における県立学校の事案でございますので、この基金に乗るお話ではございませんということを前提として申し上げました上で、市町村立学校の端末につきましては、先ほども申し上げましたように、一定の仕様のようなもので少なくともここまでのスペックがないと駄目だというのが、国から今後示される予定となっています。それを前提にして動く形になっていますので、当然簡単に壊れないようなものですとか、そういった形は一定担保されるかと思えます。その仕様を基に、さらに県としてももう少し深掘りしてやっていくところもございますので、その辺りの担保はできるかと思えます。また、各県においての実際の調達という形に至りましては、各事業者とは調整、交渉をさせていただいて、額を低廉に抑えたりといったようなことの調整をしていきますので、当然一定のクオリティーと額の低廉化というのは、その仕組みで担保できるのではないかと考えてございます。

なお、付け加えて申し上げれば、先ほど徳島県ということで申し上げましたが、現在の高知県の県立学校での端末の故障率を御参考に申し上げますと0.8%で、1万3,000台のうち100台しか壊れてなくて、それも落として壊したといったようなものを含めてのものでご

ざいます。徳島県のような状況には現行の形でもなっていないので、こういった形は引き続き担保していければと考えてございます。

◎はた委員 令和6年度の新規事業のスタディログについて、さっきお話ししましたけれども、資料の中で保護者へフィードバックすることが教員の負担軽減になるという説明がされています。それはどういうことなのか。保護者へ成績の実態をフィードバックすることによって教職員の負担が軽減する。そのために保護者用のアカウントを5万6,000件発行する予算が付いているわけです。その予算の審議をしているので、予算をかけて保護者にアカウントを発行して保護者に成績を見てもらうと、プラス教員の負担軽減とまで説明しているのです。この予算によってどれほどの効果が生まれると考えられているのか。本当に教員の負担軽減なのかという。

◎鈴木教育政策課長 まず、保護者の方にグーグルアカウントを付与する用途は、先ほど申し上げましたスタディログが保護者の方も見られるようになる意味はもちろんございますが、加えまして、こちらでスタディログとあえて分けて書いておりますのは、それ以外の用途もございます。保護者の方にグーグルアカウントを付与いたしますので、学校からの連絡ですとか、これまで文書や別のツールを使っていたものを全部グーグルアカウントで見えるようになります。その分を教職員が用意しなくていいといったような意味合いもございます。そういったものも含めて、学校から子供向けに通知したり、あるいは保護者から連絡をもらうときといったような連絡体制の負担軽減を図れるといったことが意味してございます。どちらかという、スタディログというよりは、そちらのほうを意味しているものです。

◎はた委員 保護者への連絡ツールということであれば、もう既に一定はデジタル化されていますよね。今されているものをあえて一つの業者に納めていくのか。今、各学校が保護者への配布物、連絡、保育園もそうですけど、デジタル化が進んできています。それをあえてこの形に入れるということは、この方針が変われば、現場はこの形に変えていけないじゃないですか。業者も変わってくると思いますけど、今の状況と、このことによって何が変わるのか。

◎鈴木教育政策課長 学校と保護者の方の連絡の仕組みというのは、業者のツールを既に導入されてデジタル化されているところもあれば、ない市町村も多くございますので、ない市町村に対しては、こういったようなツールが使えるところもございます。

また、現行で既に別の業者のツールが使われているところにつきましても、そのメリット・デメリットがやはりございますので、今回これを導入することによって、そっちのツールをやめてこっちを使ってくださいとまでは申し上げておりません。そこは各市町村の判断にさせていただきますので、各市町村で今のツールを使い続けるのか、この高知家まなびばこの保護者のグーグルアカウント付与のツールを使うのかというところは御判断いただ

けるものと理解をしてございます。

◎大石委員 高知県教育委員会の特色ある取組として、遠隔教育について大変先駆的に頑張られていると大いに評価しております。そういう中で、特に中山間の学校の教育については多様な選択肢を遠隔教育によって与えていただいていると思いますけれども、2022年ぐらいから本格的に始まって、2022年度、2023年度とやっけてられて、たしか2022年よりも2023年の方が学校の数は減っているけれども時間は増えている感じだったと思います。生徒の評価もいいように聞いていますけれども、次の2024年に向けてどういう目標を持たれているのか。それから、例えば機器の問題とかいろいろ課題もある。こないだ見に行ったら英語の授業もちょっと時間差があるとか、あるいは複数校へ配信するにしても日程が組めるかどうかとか、いろいろ課題もあろうかと思っておりますけれども、全体的に2024年度にどういうふうに取り組まれるつもりか、この取組を中山間の高校のいわゆる定数、入学者の増にいかにつなげていくか、どう連動させるのかを併せてお伺いしたいと思っております。

◎鈴木教育政策課長 令和6年度につきましては、学校数としましては令和5年度が16校だったところが15校に減少しています。ただ、これはその減少した1校にたまたま生徒のニーズがなかったところでして、ネガティブな理由ではございません。おっしゃいますとおり、授業時間は伸びておりまして、また、昨年度から情報Ⅰにつきましてもこのスキームで使っていく形にしましたが、そういう点も拡充してございます。

令和6年度は当面申し上げましたような形で進めていければと思っておりますけれども、今後学校数や授業時間数の拡充があり得るかどうか、また教科におきましても現在は数学・理科・英語・情報という形でしておりますが、さらに教科の拡充がなされるかどうか。また、先般、国からも遠隔教育について視察を受けておりまして、その際にも議論になりましたけれども、今は多様な進学ニーズや就職ニーズに沿って遠隔教育をやるという形になっておりますが、ほかの用途としてもいろいろ使えるものがあるのではなかろうかと。例えば多様な支援が必要な子たちに遠隔教育のツールが使えるのではないかと、そういった様々な用途があるんじゃないかという議論もありまして、そういったような今のニーズではない形のニーズとして遠隔教育が使っていけるかどうか今後検討していければと思っております。

子供たちの反応としましては、通信環境も一定改善されていますので、対面に等しい形の授業を受けられているというような評価はいただいていると思っております。

点数との関係性につきましても、入学者との関連につきましても、こういった遠隔教育があることによって、いわゆる市内と同様の教育、あるいはそれ以上の教育が提供できるといったことは、中学生の場合は保護者の方にもしっかりとPRしていく必要がございます。先般、学校の魅力化等もやっておりますが、そこに合わせて、こういった遠隔教育もしっかりとしているので、その上で魅力化も図っているということで学校に来ていただく

といったようなPRを、しっかりと関係課と一緒にできていただければと思っています。

◎大石委員 ぜひ、いろんな可能性を広げていただきたいと思います。今年度は書道の授業も遠隔でやられたというふうに聞いています。本会議で、例えばミクロネシアの高校との交流とか質問しましたが、これから国際的ないろんな関係性とか、あるいは部活動も外部移行もしていく中でもあり、遠隔で指導というのも可能性が出てくるかもしれませんし、幅広い分野でぜひ検討していただきたいと思います。その点についてもお考えをお伺いします。

◎鈴木教育政策課長 授業、また授業以外に海外とつないでの取組や、あるいは既にやっておりますが、高知県出身の方で県外あるいは海外で活躍されている方とおつなぎしてのキャリア教育ですとか、そういったような形でなかなかお話を聞けなかったり、あるいは交流できないような方たちとの交流も含めまして、遠隔授業、遠隔講習あるいは取組の活用はしっかりとしていければと思っております。当然部活動につきましても、コロナ禍でも遠隔の活用というのはかなり論点になりましたので、どのような活用方策があるかというのは引き続き検討していければと考えてございます。

◎大石委員 夢のような話かもしれませんが、地域医療に興味のある子供たちが、例えば地域みらい留学で室戸高校とか清水高校に来て医学部に進めるような環境があるとか、そういうこともいろいろ可能性が遠隔教育では出てくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ意欲的にやっていただきたいと思います。

最後に、高知と、進んでいるのは長崎県かどこかだったと思うんですけど、配信センターをこれから拠点化していくということで、教育センターは非常に頑張られていると思うんです。恐らく予算も厳しい中で、教室も工夫しながら、結構狭いところで先生が配信されたりとかされていると思うんです。これが進めば進むほど、そういう意味でのハードの整備も必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、今少ない予算の中でかなり工夫して、機器を組み合わせ頑張っていると思いますけれども、そこは予算化といいますか、体制の整備もこれから充実させていくべきだと思っておりますが、その見通しについてお伺いしたいと思います。

◎鈴木教育政策課長 おっしゃいますとおり、高知県は全国的にリーディングケースとなっていて、もう一つは北海道も有名で、北海道と高知県がリーディングケースとして国でも一定評価されているところと理解してございます。その上で、キャパがかなり限られてまして、お金の面でも人の面でもスペース面でもでございますけれども、申し上げたような今後の遠隔教育の展開と併せまして、そういったキャパシティーの問題ですとか、体制等についても確実に検討していく必要があるものと思っておりますので、しっかりと考えていければと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育政策課を終わります。

〈教職員・福利課〉

◎明神委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎岡本教職員・福利課長 まず、令和6年度当初予算について御説明させていただきます。教職員・福利課の説明資料1ページを御覧ください。

ページ中ほどの節の区分に沿って主なものを御説明させていただきます。一番上の(1)庁舎等使用料では、教職員住宅の敷地に設置しております電柱や教職員住宅の目的外使用に係る使用料収入でございます。

その下、(1)教育職員検定手数料は、教員免許状の交付に係る手数料収入でございます。

(5)教職員・福利費補助金は、教員業務支援員を小中学校や県立学校へ配置することに伴う国庫補助金でございます。

2ページを御覧ください。一番上の(1)退職手当基金繰入は、定年引上げに伴い2年に1度となる定年退職者への退職手当に対しまして、積み立てておりました基金を繰入充当するものでございます。

(2)職員住宅整備債は、教職員住宅の下水道接続工事に充当するものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。3ページを御覧ください。右側の説明欄に沿って主なものを御説明させていただきます。

1一般管理費の退職手当は、公立の小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員、臨時教職員などの退職手当でございます。令和6年度は、61歳の定年退職者などについて計上しております。

公務災害補償基金等負担金は、教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対し、補償を行うために設置されております地方公務員災害補償基金への負担金などでございます。

4ページを御覧ください。2福利厚生事業費の学校管理医報酬は、教職員50人以上の県立学校に配置が義務づけられております学校管理医に対する報酬でございます。

定期健康診断等委託料は、県立学校の教職員の定期健康診断等を実施するための経費となっております。

職員健康診断等委託料は、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費となっております。

人間ドック事業負担金は、公立学校共済組合高知支部が実施いたします県立学校と県教育委員会事務局の教職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものでございます。

3教職員住宅等整備費の教職員住宅管理委託料は、教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費となっております。

改修工事請負費は、高知市朝倉にある教職員宿舍4棟の下水道接続工事に要する経費で

ございます。

下水道受益者負担金は、令和5年度に朝倉で供用を開始されました下水道区間の下水道配管施設に伴う教職員宿舎に対する受益者負担でございます。

続きまして、4教育振興費でございます。5ページの一番上、教育関係職員名簿作成委託料は、幼稚園・小中学校・高等学校・特別支援学校・県や市町村の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費でございます。

事務費は、永年の勤続者や教職員の地道な教育実践などをたたえる教職員等表彰など表彰に関する経費のほか、会計年度任用職員の報酬などでございます。

5教職員費の選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や採点業務などを委託し実施するための経費でございます。なお、この経費は、9月補正で債務負担の承認をいただいているものを含んだものでございます。

選考審査運営委託料は、教員採用審査に関し、会場準備や当日の監督業務を委託して実施するための経費でございます。

総合人事給与システム等運用保守委託料は、教職員に係る人事給与システムなどの運用保守に必要な経費でございます。

市町村立学校諸手当・年末調整システム運用保守委託料は、市町村立学校の教職員の通勤手当などの諸手当の届出や年末調整の各種申告の手續に係る諸手当・年末調整システムの運用保守に必要な経費でございます。

自動採点システム運用保守委託料は、採点・集計業務をデジタル化し、教員の業務の効率化を図るため、県立学校12校に自動採点システムを新規に導入する経費と、それも含めた県立学校31校分の年間保守に係る経費でございます。

研修等委託料は、教職員の意識改革のための研修を委託して実施するための経費でございます。

退職手当算定システム改修委託料は、臨時教員の退職手当に係る算定システムの改修に必要な経費でございます。

動画制作等委託料は、新たな教員確保策として、高知県で教員として働く魅力を発信するための動画の制作等に必要な経費を計上しております。

教員免許管理システム運営管理費負担金は、全国統一の教員免許管理システムの運用保守などに係る負担経費を、教員免許管理システム運営管理協議会に支払うものでございます。

教員業務支援員活用事業費補助金は、県内の小中学校に配置します学習プリントの印刷などの業務に従事する教員業務支援員111名分などの報酬や期末勤勉手当等の補助に係る経費でございます。

事務費は、まず教員の採用審査に要する経費や教員免許法に基づく免許状の授与のため

に要する経費。次に、県立中学校・県立高等学校に教員業務支援員を配置するための経費。さらにハラスメント対策といたしまして、今年度設置しました高知県ハラスメント等第三者委員会に係る経費や研修用動画の購入経費。それに加えて、新たにメンタルヘルス対策としまして、当課に心理士等の専門職相談員を1名配置しまして、若年教員を中心に学校訪問・面談による相談対応を行うなど相談体制を強化することとしておりまして、その活動経費。こうしたものを計上しております。

6 ページを御覧ください。当課の令和6年度当初予算総額は81億8,832万1,000円と、前年度に比べまして48億1,116万7,000円、約142.5%の増となっております。これは、令和5年度に定年が61歳に引き上げられ、本年度は定年がございませんでしたけれども、来年度は定年がございますので、定年退職者に要する退職手当が増額となることが主な要因でございます。

続きまして、補正予算につきまして御説明させていただきます。7 ページにお進みください。まず、歳入でございます。

ページ中ほどの節の欄を御覧ください。(5)の教職員・福利費補助金は、教員業務支援員配置事業の市町村の執行見込みに伴いまして減額を行うものでございます。

8 ページは歳出についてでございます。

右側説明欄を御覧ください。1 一般管理費の退職手当につきましては、勸奨退職予定者が執行見込みを下回ったことにより減額を行うものでございます。

2 教職員費の教員業務支援員活用事業費補助金は、県内の小中学校に配置します学習プリントの印刷などの業務に従事する教員業務支援員につきまして、市町村の執行見込みが下回ったことにより減額を行うものでございます。

以上で、教職員・福利課の説明を終わります。

◎明神委員長 ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時54分～12時59分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

それでは、教職員・福利課についての質疑を行います。

◎はた委員 メンタルヘルス対策についてお聞きします。若年教職員の皆さんの相談を受け付けるということで、新年度の新たな事業だと思われそうですけれども、どういう体制、窓口で、どういう形で相談ができるのか詳しくお願いします。

◎岡本教職員・福利課長 組織のところでも申し上げましたけれども、教職員・福利課に心理職の相談員、専門職を任期付職員ということで、基本的には任期3年と思っておりますけれども、配置をいたします。そして、若年教員、特に新規採用者を中心に、学校訪問

をして、そういった悩み事とかなないのかというところをプッシュ型で相談を聞いていくということを考えております。

ただ、新規採用者はかなり人数もいますので、新卒の方とか、あるいは県外から来られた方とか、ある程度絞った形の対応にはなろうかと思えます。

それと併せて、メール・電話等でも相談を受け付ける形を考えております。

◎はた委員 体制強化ですので、本当に効果を求めるためには一定の人員、任期付であったとしても人員体制が必要かと思うんですが、実際には何人配置になるんでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 1名ということになっております。新しい取組ということもございまして、今回1名から始めて、成果がどのように上がっていくかをしっかり見ていきたいと思っております。

◎はた委員 ハラスメント対策で130万円の予算がついていますが、具体的にどういうふう防止をするのか。防止するためには、この間のハラスメントの実態調査、検証、具体的な対策というものがあつての取組にならないといけないと思えますが、調査、検証も含めてどういうふうにしていくのか。

◎岡本教職員・福利課長 まず、ハラスメントに関する検証等につきましては、昨年度来起こっております2校での事案に関しての検証、それから、それを踏まえた対策というところを当課で所管しております第三者委員会の意見も聞きながら、今、県教育委員会事務局で取りまとめていると認識しております。

ハラスメントに関しましては、当課で相談窓口を教員の福利という観点から持っておりますし、ハラスメントガイドブックといったものを作成し、教職員にお配りするというような形で取組を進めているところでございます。

それと併せまして、先ほどの若年者のメンタルヘルス対策ということで、そういった悩み事を聞く中で、ハラスメントの早期発見・早期対応にも役に立つものだと考えております。

◎はた委員 本当に先生たちが十分に力を発揮するために、職場環境をよくしていくと。今県教委に問われているのは、ハラスメントを根絶させるということだと思えますけれども、今回の130万円の予算でどこまで根絶に近づけられるのかが問われると思えます。パンフレットを配るとか、お知らせをするというのは今までもやってきたことで、今この重大な事案が繰り返される中でどういうふう改革をしていくか、すごく大事なところなんです。改めて強化をするという点、新しい点というのはないんでしょうか。

◎岡本教職員・福利課長 当課での予算としましては、どうしても活動経費ということがありますので少額ということになります。

新しい取組と言われる部分で言いますと、人件費に計上されますので当課の予算としては計上されていないんですが、専門の心理職をつけて、そういった悩み、あるいはハラスメ

ントの芽というのをプッシュ型で見つけていくことができようかと思っておりますので、それは大きな新しい取組かと思っております。

それから、そのほかのものとして、先ほど御説明の中でハラスメント対策ということで、研修用動画の購入経費も事務費の中に入っていると申し上げましたけれども、どういったことがハラスメントになるのかといったことを動画でオンライン研修の形で教員の皆様に提供させていただくといったことも取組としてはやっつけようと思っておりますので、そういった形でハラスメント対策を進めていきたいと思えます。

◎西内委員 教員業務支援員配置事業についてお伺いさせていただきます。今度、教頭マネジメント支援員を配置するということですが、どういった背景があって、どういうことを狙いに、実際には予算上はゼロなので、これをやるのかやらないのかも含めてお願いします。

◎岡本教職員・福利課長 教頭マネジメント支援員は、国で教員業務支援員と併せて今年度から新たに取り入れられたということで、やはり一番忙しいのが、教頭先生がいろいろ管理事務が多いということで、新たな取組ということで上がってきたものでございます。

今回予算の中で計上しておりましたけれども、一旦ゼロになっておりますが、これ自体は教員業務支援補助事業費の中に組み込まれたような形となっております。

ただ、学校全般の働き方改革につながる教員業務支援員というのが、やはり重点的にしていけないといけないと思っておりますので、当課としましては、予算上の計上として、まずパイロット的にお1人、1校ということで今考えております。

◎西内委員 成果を見ながら必要とあれば、今後広げていく可能性もあるということですね。

それで、支援員が配置された結果、多忙感が非常に緩和されたというアンケート結果がついておりましたけれども、直近の令和5年の調べでは少し低下しておるようですけれども、その辺りの要因の分析がもしあればお願いいたします。あるいは、その後の手だてとございますか、対策についても併せてお願いします。

◎岡本教職員・福利課長 平成30年から配置して、徐々に拡大しているというところで、初期に比べてある程度配置が広がってきた中で、働き方改革の緩和感というのが一定進んできて、減少が少し鈍っているところはあるのかもしれませんが。

ただ、引き続きこちらについてはできる限り配置を広げていきたいですし、一定低下したとはいえ、アンケートとしては、かなり確保できたという声は非常に多いと思っておりますので、引き続き続けていきたいと思っております。

◎橋本委員 公務災害についてです。公務災害補償費基金等負担金がありますけれども、公務災害の適用なんですけれども、例えば異動で遠隔地に配属される。配属されて、教員住宅とかに入居しなければならなくなったときに、そこで不慮の事故が起きたとき、例

えば地震とか津波とかに遭ったときに公務災害の適用にはなるんですか。意思とは関わらず命令で行くわけでしょう。

◎岡本教職員・福利課長 まず、公務災害としての公務性とした場合で言いますと、住んでいることに関しては義務づけでもありませんので、公務ということにはならないかと思えます。ただ、例えば住宅で何らかの瑕疵があって損害を受けましたというようなお話になってくると少し別かと思うんですけれども、申し訳ありませんが、今持ち合わせている情報がございません。単に住んでいて災害に遭われたということだと、公務災害にはならないかと思えます。

◎橋本委員 勤務地居住の義務はないと思うので、基本的にはそういうことを言っているんだろうと思うんです。ただ、異動になったときに遠くのところに配属されれば、当然通勤が不可能なら、そこはそこで致し方がないという形になるじゃないですか。私、何回も言っているんですけれども、南海トラフ地震対策で学校を高台に上げろって一生懸命やって、しかし教職員住宅は浸水域にとっても近いところであって、それはないやろうと。けど一向に進まないわけです。そういうことに対する責任というのはあるんだろうと思うんですけれども、命令で行っているわけですから。これはどうですか。

◎岡本教職員・福利課長 おっしゃいますように、土佐清水市の件などにつきましては、これまでも知事部局の職員住宅と合築で進めていくということで、財政課も含めまして、総務部とお話をさせていただいております。その件に関しては、移転に当たって土地代も含めてなかなか高額というところもあること、あるいは建物自体が比較的新しいことなどもあって、優先順位をしっかりと検討することを課題として投げかけられているところでございます。

我々としては、やはり清水の職員住宅は、おっしゃるように浸水予測地域内にございますし、津波の到達までも短いということもございます。それから、やはり近隣に職員住宅は必要ではないかと我々としては思っておりますので、県教委として考え方も整理させていただいて、昨年12月には一定整理をしたものを財政課にもお話させていただいて、その後も調整させていただいているところでございます。

我々としてはこれまでも、浸水予測地域にあつて、確保が必要というものについては移転していく方針で取り組んでおりますので、ここについては、引き続き我々の考え方を総務部と調整しながら進めていきたいと思っております。

◎中根委員 お伺いしたいのが、教職員の皆さんの産休・育休の取り方です。女性は100%取られているというのは承知していますけれども、男性職員の皆さんが取るような育休などの条件は今どんなふうになっているのか。実態について、少しは拡大しているのか、その辺りを教えてください。

◎岡本教職員・福利課長 男性教職員の育児休業は、県自体もそうですけれども、できる

限り取っていくというスタンスで動いております。

そういった中で、男性教職員で限って言いますと、今のところの把握が令和4年度の数字なんです、14.2%となっております。これにつきましては、令和元年度の時点では2.4%でございますので、年々上がってはきている状況でございます。

ただ、まだ非常に低い状態でございます。当課としても男性育休のサポートプランをつくって、お子さんが生まれるときには学校長なりが面談をして取得の勧奨をしていくような取組をお願いしますと言っておりまして、できる限り多くしていくことに取り組んでいるところでございます。

◎中根委員 ぜひ進めていかなければならない課題かなど。女性も男性もですけど、子供に関わる教育の場にいらっしゃる方たちは、サポートがなければ生きていけない小さな子供を自分が持つことによって、子育ての基本のところからノウハウを学ぶためにもとてもいい経験になるんじゃないかということで、私たちは男性にもぜひとも多く取ってもらいたいと思っているんです。取る時期、期間については、例えば今は3歳になるまでオーケーと国の法律ではなっていますが、実態としては、どのくらいの期間を皆さん取られていますか。

◎岡本教職員・福利課長 今、手元に平均的な日数がございませぬ。場合によって、一月以上という方もいらっしゃいますけれども、やはり短い期間の方もいらっしゃいます。比較的長期間取ってもらえるようにしていきたいというのはございませぬので、男性育休の取得率と併せて、できる限り長期的に取っていくことをお願いしているものでございませぬ。

1か月以上取られている方も一定数はいらっしゃいます。

◎中根委員 1か月未満というのは、配偶者の体も元に戻らないような状況の中で、どうしても必要な期間であると思えます。それ以降も、夜眠れないような、3時間置きに起きなければならないような状況の中で、2週間、3週間取ったからといって、胸を張って育休を取りましたというのは、子育てに資するとか、育休の本旨にやっぱりまだまだ至らないと思うんです。そういう意味では、本当の意味で産休・育休がもっと取ることができるような体制を教育委員会としてもつくっていただきたいと思えますし、同時に人の配置の問題で、先生が不足している中でなかなか取りづらい状況もあると思えます。

それともう一つ、育休を取るとボーナスに響くとか、女性の場合の産休・育休もそうですけど、いつ出産してボーナス時期までにどうなのかとか、出産の日によっても給与に響くことが微妙にある。計算をするととても悲しくなるような、1週間ずれていけばもっとたくさんボーナスもらえたのにとか、そんなこともあって、財政的にも安心して休むことができるような給与体系をつくる必要があるんじゃないかと思えますけど、その辺りは実際に携わっていらして、矛盾点、改善点などはお考えになってないのかお聞かせください。

◎岡本教職員・福利課長 給与制度に関しまして、どうしても公務員という形での県教育委員会だけではない世界になってまいりますので、なかなか難しいところがあるかと思えます。

ただ一方で、そういった給与がどの程度になるのかというようなことは、育児休業のパンフレット、両立支援ガイドブックとかの中にも載せていって、ある程度どれぐらいなのかが見えるような形にして周知させていただいているところでございます。

制度としましては、そういうことになろうかと思えます。

◎中根委員 今後、教職員だけではないですけれども、様々な点で人と関わる仕事をされる方たちに、一定のゆとりと一定の学ぶ期間とをいかにつくっていくかというのも教育にとってとても大きい問題だと私は思っています。実際に携わっていらっしゃる業務の中で改善点はないのかどうかという視点で給与問題も育休取得の問題も考えていただけたらと思いますので、今後の改善点などをぜひお考えいただくように要請したいと思います。

◎はた委員 教員業務支援員の配置事業についてお聞きします。支援員を配置するという事で拡大事業になっていますけれども、どういう拡大になって全体で何人体制の支援が得られるのかについてお願いします。

◎岡本教職員・福利課長 教員業務支援員につきましては、市町村教育委員会が所管します小中学校の派遣の数で申しますと111名ということで先ほど御説明させていただいたところなんです、令和5年度の実績ですと96校96名という配置になっておりますので、15名ほど増強をしているところでございます。令和6年度には111校に配置させていただくことになろうかと思えます。

◎はた委員 これは国が言う全校ということになるのでしょうか。特別支援教育も含めてお聞きします。

◎岡本教職員・福利課長 教員業務支援員なんです、国で全小中学校というような言い方をされているかと思っております。当県で言いますと260校ほどございますので、そういった意味でいうと全校に配置はしていない状態でございます。教員業務支援員につきましては、市町村教育委員会から要望を取りまして、その中で予算的な上限もございますので、時間外在校等時間が45時間以上になっているところは全て配置をしております。

国に関しましては、全小中学校配置と言っておりますけれども、これまでは配置される教員業務支援員は週30時間勤務ということで算定されておりましたが、今回、財務省との折衝の結果、週当たりの勤務時間を学校規模で分けをすると変更されております。その結果で言いますと、小規模校になりますと週当たりの勤務時間は10時間相当だとされています。この基準で当てはめていきますと、高知県の場合、267校のうち204校が小規模ということになりますので、週10時間しか配置されないというような基準になってくるところでございます。こういったことがございましたので、改めて各市町村に要望についてもア

ンケートを取ったところ、やはり10時間でいいですよというところはほとんどなくて、これまでのとおり週30時間という勤務の方を配置してほしいという要望もございました。そういったこともございましたので、今年度については要望のあったところで時間外在校等時間が45時間を超える111校全てに配置する形にさせていただいて、それ未満の時間外の状況であるところは配置していない状況でございます。

ただ、今後、引き続き限られた予算の中でどうやって配置していくのかということについては、国の動向とか、他の都道府県の対応なども踏まえて検討していきたいと思っております。

◎はた委員 国は基本的に全校配置ということで、細かく見たときに時間の問題が出てくるけれども、高知県としては45時間以上で要望があったところに絞られているわけで、本来は国が全校配置の時間制限があるけれども、できるだけ予算がついているわけですので、1校でも1人でも多く配置が進むように県ができる努力の部分があると思います。

それと、実態と合わない時間の在り方の問題については、国に対してもきちんと要請して実態に見合う制度に改善を求めるということが、現場がすべきことだと思うんですけどもどうでしょうか。県がすべきこと、国に対して言うべきことがあるのではないかと思います。

◎岡本教職員・福利課長 県といたしましては、今後も予算の拡大ということで財政当局とも折衝をしまいたいと考えておりますし、今年度もそうですが、国に対しましては、この制度の予算の拡充、それから国庫補助になりますので補助率の拡大といったこともこれまでも要望をしまいたし、今後も要望していきたいと思っております。

◎明神委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、教職員・福利課を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎高橋学校安全対策課長 最初に、令和6年度当初予算案につきまして主要事業を中心に御説明させていただきます。学校安全対策課の説明資料の1ページを御覧ください。

まず、歳入については、基本的に歳出と連動しますので、主なものに絞って説明させていただきます。

項目の中ほどの節の区分の一番上(2)学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の授業や部活動等で負傷等した際の医療費等を給付する独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る掛金について、児童生徒の保護者に負担していただくものです。

2ページを御覧ください。節の区分の2つ目の(6)県立学校貸付料は、県立学校に設置している自動販売機に係る貸付料で、入札による貸付契約に基づくものです。

1つ飛びまして、(3) 学校安全対策課収入は、先ほど御説明した災害共済給付制度に基づき、日本スポーツ振興センターから児童生徒に支払われる医療費等を受け入れるものなどです。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。次の3ページを御覧ください。ページ右側の説明欄に沿って主要なものについて御説明いたします。

1 施設整備費は、県立学校施設の改修などの施設整備や、旧高知南高等学校跡地の本格的な利活用が決まるまでの間、施設の一部を一般に貸出しするために必要な経費です。

このうち2つ目の設計調査等委託料は、中村特別支援学校など2校の体育館空調設備整備工事の実設計や、山田高校長寿命化改修工事実施設計等、県立学校施設の改修工事などに係る設計委託などに要する経費と、旧南高校の貸出し事務に要する委託です。なお、旧南高校の貸し出しについては周知期間を考慮し、令和6年10月から開始できるよう検討しているところです。

4ページを御覧ください。説明の3行目の施設整備工事請負費は、高知ろう学校の屋上防水改修工事や高知国際高校の太陽光発電設備設置工事、盲学校体育館空調設備整備工事、山田特別支援学校の長寿命化改修工事など、学校施設整備の工事に要する経費です。

次に、2維持修繕費は、学校で執行する比較的小規模な修繕など、県立学校施設等の維持修繕に要する経費です。

次に、科目2児童費の1教育の森造成事業費について、教育の森造成事業費補助金と教育の森施設転換資金利子助成補助金は、県立学校の教育の森の維持管理を行っている高知県森林整備公社への補助金です。

次に、5ページの1行目の2学校安全推進費は、防災教育をはじめとした学校安全の推進のための事業費です。

高校生防災学習推進事業委託料は、高知県高校生防災サミットの一連の取組として、被災地訪問及び「世界津波の日」高校生サミットに参加するための旅行の手配業務等を業者に委託する経費です。

安全運転講習委託料は、県立高校において原動機付自転車の安全運転講習を委託して実施するための費用です。

自転車ヘルメット着用推進事業委託料は、県立学校で自転車通学をしている児童生徒を対象としてヘルメットの購入費用を支援するものです。

学校安全総合支援事業委託料は、国の委託事業でモデル地域を所管する市町村において、拠点校を中心に安全教育の推進に取り組むものです。

1つ飛びまして、防災士養成研修負担金は、高知県高校生防災サミットの活動の実践員となる高校生が防災リーダーを目指して、防災に関する基礎知識や技能を身につけ、地域の防災の活動担い手となる防災士の資格を取得するための費用を負担するものです。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子供の安全確保の体制を整備するために、学校や通学路の巡回指導等を行うスクールガードリーダーの配置や、学校安全ボランティアの養成講習会の開催、見守り活動の実施に係る経費など、通学路等における安全対策に取り組む市町村に対して補助を行うものです。

自転車ヘルメット着用推進事業費補助金は、市町村立学校で自転車通学をしている児童生徒を対象として、ヘルメットの購入費を負担する市町村に県から補助を行うものです。

災害共済医療費等給付金は、学校の授業や部活動中、登下校中などにおける児童生徒のけが等に対して、日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものです。

事務費の主なものは、県立学校の児童生徒・教職員の水・食料等の備蓄物資の整備、更新に係る経費や、災害共済給付に係る県の掛金支出などです。

6 ページの 1 文教施設等災害復旧事業費は、県立学校施設が台風などの災害で被害を受けた場合に備え、復旧に要する経費としてあらかじめ一定額の予算計上をお願いするものです。

以上、当課の令和 6 年度当初予算の総額は 29 億 6,432 万 4,000 円でございます。前年度より 19 億 7,027 万 3,000 円の増となっております。

増額の主な理由としましては、長寿命化改修事業や、体育館への空調設備設置事業の増額などによるものでございます。

次に、7 ページを御覧ください。債務負担行為でございます。

県立学校の施設整備に係るものでございまして、一番上の安芸高等学校と上から 3 番目の高知国際高等学校につきましては、太陽光発電設備設置事業が令和 6 年度から令和 7 年度の 2 か年に及ぶため、工事請負費の債務負担行為の承認をお願いするものです。

上から 2 番目の高知追手前高等学校につきましては、老朽化した空調設備の更新工事が令和 6 年度から令和 7 年度の 2 か年に及ぶため、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

その下の 2 つは長寿命化改修事業で、山田特別支援学校は老朽化した校舎の長寿命化改修工事について、また、日高特別支援学校は老朽化した寄宿舎の建て替え工事について、それぞれ工事が令和 6 年度から令和 7 年度の 2 か年に及ぶため、工事監理委託料と工事請負費の債務負担行為の承認をお願いするものでございます。

続きまして、令和 6 年度 2 月補正予算（案）について御説明させていただきます。8 ページを御覧ください。

まず、歳入につきましては、次に説明いたします歳出と連動して国の補助金や交付金を減額するものでございます。

9 ページを御覧ください。歳出について、右側の説明欄に沿って御説明いたします。

1 施設整備費は、岡豊高校の太陽光発電設備設置工事について、設計委託の発注前に建築課で改めて工期を精査したところ、施設の耐荷重検討が必要であることが判明し、設計期間が延びることにより年度内の完成が難しいものとなりました。また、事業は国費を活用する計画としていましたが、当事業に交付決定されていた国費は繰越予算により配分されていたことから繰り越して事業を実施することができないため、令和6年度に工事を発注することとし減額するものです。

次に、1 学校安全推進費の高校生防災学習推進事業委託料は、「世界津波の日」高校生サミットが延期されたため減額するものです。

自転車ヘルメット着用推進事業費委託料は、県立学校の児童生徒対象の事業でございます。助成数が当初の見込数より減ったため減額するものです。

学校安全総合支援事業委託料は、実施市町村が予定より減少したため減額するものです。

防災士養成研修負担金は、当初受講を予定した人数より減少したため減額するものです。

10ページを御覧ください。地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、実績が当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

自転車ヘルメット着用推進事業費補助金は、市町村の通学用ヘルメットの購入に係る助成件数が当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

事務費は、県立学校に設置しているAEDの更新に入札残が生じたことにより減額するものです。

11ページを御覧ください。繰越明許費の変更でございます。施設整備費は、12月議会で御承認いただきました繰越予定事業のほか、伊野商業高校屋上防水改修工事等について学校との協議などに時間を要したため繰越承認をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎西内委員 室戸体育館が耐震不足で利用中止になり、ほかにも高知東工業高校、それから障害者入所施設の南海学園と幾つか出てきていますけれども、私の記憶によると、たしか東日本大震災以降に順次耐震化が診断もして進められておったと理解しております。今回こういうことで新たに発見されたわけですがけれども、こういう形だと、ひょっとしたらほかにも出てくる可能性はあるということですか。

◎高橋学校安全対策課長 土木部に確認したところ、県立高校の施設については高知東工業高校1校のみということですか。ちょっと特殊な工法を使っているようですので、その他については、先ほど委員からお話もありました南海学園のみと聞いております。

◎西内委員 聞き方を変えると、以前の検査ではここはやっていたけれども、何らかの診断の仕方では引っかけなかったということですか。それで、今回改めて手法を変えてみたところ見つかったということか、それともそもそも診断してなかったのか、どういうこと

为什么呢。

◎高橋学校安全対策課長 診断はしておりまして、旧耐震基準でしたので新耐震基準で計算をしてオーケーとなっております。その後、文部科学省で特殊な工法を検証していく過程の中におきまして、ここについてはその工法が適していないんじゃないかというところが出て、今までの新耐震基準の中でオーケーだったものが改めて見た結果、クリアをしてないと思われるというのが出たというところですよ。

◎三石委員 自転車ヘルメット着用推進事業について、今年度の決算特別委員会において出た意見というのがあるんです。記憶にありますか。抜粋されたものがありますから読ませてもらいますけど、「自転車ヘルメットの着用を促進するため、購入費用の助成などに取り組んでいるが、申請件数と実際の購入件数は大きな乖離があるなど、連年で不用額が生じている。ヘルメットの購入に至らない要因として、「周りの生徒も被っていないから」という児童生徒の意識も認識されており、ヘルメット着用の有効性の理解が深まるよう一層努めるとともに学校での……」、このルールというところで、ちょっと文言修正があったように記憶しているんですけども、報告書では、「ルールづくりも含めて、具体的な方向性を検討するよう求める」という決算特別委員会の報告があるんですけども、自転車での事故が非常に多いということで、罰則規定というか、罰金なんかも払わないといけないような法改正もなされるようです。それはそれとして、この報告の内容を受けて、どういう取組をされようとしているのかを教えてくださいたいと思います。

◎高橋学校安全対策課長 今年度の決算特別委員会でもそうですし、以前の決算特別委員会でも同様に御指摘をいただいたと承知しております。

一つは、校則の義務化という話もありますけれども、ここは少しハードルが高いところもありまして、実際に義務化している学校もありますが、義務化しているからといって必ずしも着用に至ってないところもあります。今年度、県立学校にアンケート調査をしたところ、かぶらない理由が、義務化ということよりも、ヘルメットを持ってないということが一番の大きな理由で、その次に義務化がないとか努力義務だからとかという理由がありました。まずはヘルメットを持ってもらおうじゃないかということを目標に挙げて、令和7年度には、例えば通学の許可を出すときにはヘルメットを持っていることを条件にしましょうというところへ持っていきたいと、県立学校の役員会や高知県高等学校PTA連合会とかで支援をお願いしたいという話をしてきております。この1年をかけて、そういうところへ持っていきたいと思っております。

◎三石委員 決算特別委員会においても、学校でのルールづくりを含めて、具体的な方向性を求めるということで意見を出されているわけですから、真剣に取り組んでおるとは思うけれども、さらに取組を強化していただきたいと思います。

◎寺内委員 課長から説明で、旧の県立南中・高校の貸出しを令和6年10月からとありま

したけど、4月からできないのはどうしてなんですか。

◎高橋学校安全対策課長 一つは、県民の方に使えるようになったと広く周知する期間が必要かと思っております。これまでも使いたいという話もたくさんいただいていますけれども、その声を寄せていただいている方のみに対応するのではなくて、一般の方に使えるようになったということを周知することも必要ですし、貸出しにするに当たってのこちらの準備もあります。まだ詳細のところは詰め切れてないところで、検討するに当たっては、私たちはノウハウを持ってないので、体育施設とかに行っていていろいろ助言もいただきながら、こういった準備が必要だといったところも教えていただいています。そういった準備も含めて必要でありますので、4月にすぐということではなく、後半の対応になってしまいうところですよ。

◎寺内委員 そのときの財産の扱いですけれども、行政財産で、今は教育委員会だと思うんです。普通財産に移行等の話もあったりしたと思うんですけど、その辺りの扱いというのは今後どのように変わっていくんですか。

◎高橋学校安全対策課長 既に去年の段階で、3月に学校が統合して、行政財産から普通財産になっております。普通財産として、教育委員会が補助者ということで管理している状況です。

◎寺内委員 そしたら教育委員会が持ってくれているので一つ。課長にも話が来ていると思うんですけど、高知市内の野球部やサッカー部もそうなんですけれども、野球部でいいですよと、追手前高校、丸の内高校、国際高校等の野球部が練習するグラウンドもないので共同グラウンドを使って練習しているんです。南中・高校のグラウンドは、今使わずに置いているので、ぜひとも子供たちのためにも練習グラウンドとして使いたい。そういった分は、今言われた10月からの一般の県民の方が使う貸出しよりも、生徒に限っての分で、普通財産でも教育委員会にあるので、学校のスポーツの向上ということでグラウンドの有効活用ができるのではないかと思います。その点はいかがでしょう。

◎高橋学校安全対策課長 南中・高校がそもそも移転統合した経過に津波浸水想定区域ということもあって、子供たちの安全安心のためにとということが一つの理由になって統合しております。そういった経過の中で、基本的な活用の仕方考えたときに、やっぱり教育目的で使うにはならないよねということでまとめております。子供たちの安全安心ということで移転したにもかかわらず、その場所で子供たちがクラブ活動をしていいの、あそこを使っていいのかということになると、そうではないだろうといったところで、教育的活動や人が常駐して使うような施設としては使わないということも教育委員会の中でまとめております。確かにグラウンドが足りないとかといった声も承知しておりますけれども、そういった取決めの中で、クラブ活動に開放することにはなっておりません。

◎寺内委員 そういう考えがあるんでしょうけれども、近くには高知工業高校もある。そ

れから高知市立にはなりますけど潮江中学校、私立でいうと土佐中・高校、それから小学校等もスポーツは活発にやっています。それで潮江全体が浸水区域なんです。そこでいうと、そういった理由で移転はしたけれども、活用の分ではまた御検討してもらえればと思います。

それから、教育委員会として施設整備のときに、学校が避難所としていろいろなものを扱うから、トイレの活用です。トイレの整備について、全国的な予算もついたりして洋式化もしてきていると思うんですけども、その点についてはどのような進捗か教えていただけませんか。

◎高橋学校安全対策課長 トイレについては、長寿命化改修の際には洋式化であったり、湿式、昔は水を流して床を掃除していたと思うんですけど、衛生的によろしくないということもあって、そういうところを乾式にしてモップで拭くような形になっております。そういう対応はしているところです。

◎寺内委員 洋式化はぜひ進めてもらいたいと思うんですけど、もう一つがウォッシュレットなんですけれども、これは避難所としての扱いというよりも、特に県立高校等で現場の声をいろいろと調査して聞かせてもらったときに、洋式化はされているけど非常に冬場なんか寒いですよ。今回のコロナ禍もなんですけれども、特に保健室の側にあるトイレなんかはウォッシュレット化を求める声があるんですが、そのような声は課長のところには届いてないですか。

◎高橋学校安全対策課長 今のところは洋式化とか、湿式から乾式とかはやっていますけれども、ウォッシュレットにしてほしいとかの細かい声を私は承知しておりません。

◎寺内委員 そしたら、学校を回らせていただいたときに私のほうには、特に保健に関わる方からそんな声があって、体調を崩している生徒等についてということの中になりましたので、それをお伝えさせていただきます。調査等をしていただければと思うのでお願いしたいと思います。

それと、議場での質問で知事が答弁されたように、今回の盲学校、ろう学校については基本設計もできているので、議場ではなかなか難しかったと思うんです。しかし、今回のことがプロパンと都市ガスのハイブリッドという先例にならないように、大所高所から今後は対処していただきたいと思いますので、そのことについてお願いします。

◎長岡教育長 その点については本会議の中でも御説明させていただいたように、機器等についてはこれから日進月歩でもあることですから、今度、都市ガスエリアに空調設備をつけるときの熱源については、そのときの状況を見ながら改めて検討していくことにしたいと思っております。

◎大石委員 三石委員からヘルメットのお話がありまして、大変重要なお話だと思うんです。そもそも子供たちの命を守るということで言うと、これは警察に聞いたほうがいいの

かもしれませんが、現在、各市町村でどれぐらいの事故あるいは事故が起こりかけたような状況があるのかということの地域別の把握は教育委員会ではされていますか。

◎高橋学校安全対策課長 地域別にとりよりも、先ほど予算の関係で御説明しました災害共済給付金のデータがありますので、例えば、登校中であつたりとか、どこの部位がけがが多いとかといったところの分析はしております。結果として、朝、下校中よりは登校中とか、首から上の事故が多いとかというところで、ヘルメット着用の必要性が高いということは、そういったデータを基にあらゆるところで説明はしております。

◎大石委員 その地域別の傾向はどうですか。それも当然分かっているはずだと思うんですけど。

◎高橋学校安全対策課長 先ほど申し上げました部位であつたり場所であつたりとかは出ております。ちょっと話がそれますが、例えば学校の体育館で何の授業でけがをしたといったデータは出てきますけど、委員のお話のエリア別、地区別というデータについては、そこでは出てこないことになっております。そういったところは、委員のおっしゃるとおり警察がデータを持っているかもしれませんが、警察ともいろいろ協力しながら周知・啓発なども行っておりますので、そういったことについても確認してみたいと思います。

◎大石委員 着用を勧めるというのは、子供たちの命を守る、安全を守るということが政策目的だと思うんですけども、そういった意味では、一体どの地域が危険性があって、着用率はどうなっているのかを当然分析して、その厳しいところに対してより強く手を打っていくのが通常の見方だと思うんです。何年もやってきて、そういう基本的なところすら分析されてないというのは、どういうことなのでしょう。

◎高橋学校安全対策課長 けがの度合いとかではないんですけども、例えば市町村では校則で義務化していない学校があつて、そこはやっぱり着用率が低かつたりとかもあります。そういったところについては私どもが訪問をして、まずは着用よりも、総合安全推進事業とかいろんな交通安全などの取組をする国費10割の事業もありますので、こういったものを活用して皆さんで話し合いながら考えてみてもらえませんかというような事業の紹介もしながらアプローチをしていっているところです。

◎大石委員 何でこんなことを聞くかといいますと、傾向として、いわゆる中山間とか郡部の学校の生徒と、高知市内とか土佐市、南国市という都市部の子供たちの交通に対するリスク度はどちらが高いかの傾向も把握されてないですか。

◎高橋学校安全対策課長 学校ごとの着用率は、全校にアンケートを取っておりますので、おっしゃるとおり山間部の学校は着用率が高いですし、中学校も着用率が高いんです。高校に上がると着用率が下がるといったところまでは押さえておりますが、そこでの因果関係までは整理できてないところです。

◎大石委員 一般的に考えると、交通量が多いところがやっぱり危険性が高いと思うんです。それはデータで出てくるかどうか分かりませんが、この問題はやはり高知市と土佐市なんです。ここの着用率が低いというのが最も大きな問題で、ここの義務化をできないのであれば、次年度にどういうことで高知市と土佐市の問題に取り組んでいくのかということをお話しいただけるのかと思っていましたけれども、その辺りはいかがですか。

◎高橋学校安全対策課長 先ほどお話いただきました土佐市、高知市の着用率が低いので、去年の秋口に訪問をしました。こういった事業もありますし、データも示しながら話をしたところ、土佐市については総合安全推進事業に取り組むにはなかなかハードルが高い、学校の現場としては難しいということで、では愛媛県の保護者が講演活動などもしていますので、そういった話を聞いてみませんか、そこからやってみませんかという話をしたところ、手が挙がってきまして、先日話を聞いていただきました。子供たちのアンケートも見ましたけれども、今までかぶってなかったけどかぶらなくちゃいけないとか、お父さんお母さんにも安全運転をしてもらわなきゃいけないとか、そういった声もあるなどかなり響いているんだろうなということもありました。高知市についても、総合安全推進事業は来年度にはならなかったんですが、先日連絡がありまして、再来年にやってみたいというようなお話も聞いております。またこちらから丁寧にアプローチしながら、やっぱり高知市が一番人数が多いので、効果的にできるようにサポートをしていきたいと思っております。

◎大石委員 ハードルが高いという御答弁は決算特別委員会でもいただきましたけど、高知市と土佐市の義務化に対する考え方とか意欲みたいなものはどうなんでしょうか。

◎高橋学校安全対策課長 義務化という話もしましたが、学校としてもなかなか義務化というところは、すぐに受け入れていただけるような状況にはなっていないところです。

◎大石委員 分かりました。大変だと思いますけど、また御努力いただけたらと思います。

もう1点、寺内委員から南高校のお話がありました。私も本会議で取り上げましたが、秋から使うというのは、非常に大変な中で御苦労されるのはよく分かるんですけども、正直遅いなと感じます。その中で、今回は体育館だけで、その後でほかの部分も随時検討していくという御答弁をいただいたと思いますけれども、その辺りのスケジュールはどうなっているのかをお伺いしたい。それと、さっきの寺内委員に対する答弁と本会議で私が質問したときの答弁がちょっとかみ合わないといいますか。野球部の話が出ましたけれども、危ないから子供たちには基本的に使わせないという答弁だと理解するんですけども、一方で、本会議のときは県民体育館の再整備と併せてスポーツ施設としての活用を令和6年に検討しますと。ということは、県民体育館の代替地としてあそこを使うという場合も、もしスポーツ施設としてやろうとなった場合でも、子供たちは使わせないということですか。

か。一般的にスポーツ施設だと青少年が当然活用するようになると思うんですけども、今の御答弁と将来の構想の話と全然かみ合っていないという気がするんですけど、その辺りはいかがですか。

◎高橋学校安全対策課長 1つ目のスケジュールについてですけども、委員おっしゃるとおり、今、具体的に貸し出して利用していただこうとしているのは体育館になりますけれども、こういったところについて準備を進めているところです。また、体育館以外のところについては、今年度予算的には厳しいところがありました。例えば駐車場であったりといったところは、今までも普通財産の貸出しの中で使っていただけるのかなと思っております。

2つ目の御質問になりますけれども、将来にわたっても子供たちの活動ができないのかという点については、先ほど私が申し上げましたのは、あくまでも学校の跡地として教育委員会が活用する場合にはそれはできないですね、生徒が国際高校に行って空いたからほかの子供たちが使うということであれば同じですねというところであります。知事部局で検討することになれば知事部局の考えがあつたりとか、三重防護や防波堤の話などもありますので、学校の統合を検討したときとは条件も違ってくると思いますので、その辺りも含めてのことになろうかと思っております。

◎合田教育次長（総括） 補足ですけど、教育委員会が教育目的であるところを使うことはしないという判断をしています。ただ、一般のスポーツとして活用されるというのであれば、それは別に未成年・成年を分けて使わせる、使わせないということをするつもりはありません。あくまで一般のスポーツで使うのであれば、それはもう教育委員会の手を離れて、知事部局となろうかと思っておりますけれども、その段階で一般のスポーツ施設として使うときに制限をかける考えは教育委員会は持っておりません。

◎大石委員 ということは、寺内委員が高校生たちに部活で使わせたいということでしたけれども、そうではなくて、全体の野球に使いたい、一般の人も含めて青少年もという要望をした場合は使わせていただける可能性があるという認識でいいんですね。

◎合田教育次長 教育委員会が今管理していますので、教育委員会が教育目的で使わないということですから、学校からオーダーがあつたら使わせない。例えば、競技目的で競技団体等が要望された場合に、一般の方に混じって子供たちがいるという場合は、それは否定できないと思いますので、そこまで厳密に子供を排除してくださいということまで言う考えはありませんが、基本的な考え方は、一般が使うという前提であれば使っていただく考え方を持っております。

◎大石委員 ますますスポーツ課に移管したほうがいいのではないかと思いますけれども。

最後に、基本的には秋から、それも体育館だけということで、校舎とかほかの設備というのは、このままであれば基本的にはもう数年間、言い方が悪いですけど塩漬けになるん

じゃないかと思うんですけども。南高校の校舎の中にいろんな財産がまだ残っているのか、全部出したのか分かりませんが、例えば、図書室の本や机、いす、テレビとかの電子機器、こういうものの扱いは今どんな状態なんですか。

◎高橋学校安全対策課長 委員おっしゃられたとおり、統合した後は、机、キャビネット、パソコン等あらゆるものが残っていましたので、有効活用するべく、県立学校がかなり引き取って行って、もう残りがあまりないような状態になっています。机とかが幾つかは残っていますが、視聴覚室のパソコンといったものもほぼなくなっているような状態です。

◎はた委員 学校安全対策の予算について、全体で1億4,000万円ということですが、今現場ですごく関心が高まっているのが防災です。先日、県議と高校生の懇談がありまして、私は小津高校にオブザーバーで傍聴させていただきましたけれども、そのときも全県的な取組で発表のテーマに防災がありました。地域の課題解決のための取組をする中で、たくさんのテーマがあって80ぐらいあるけれども、その特徴的な部分として、防災が高校生の側から上げられました。高校生だけではなくて、地域の自主防災組織だったり、いろんなところで若い人と一緒に防災を考えるといったことが必要ではないかと言われていました。

昨日も黙祷をしましたが、東日本大震災だけではなくて、能登の地震も含めて本当に頻発しています。そういう状況で主体的に防災を考える人をいかに育てていくのかというところで、県教委が持たれている防災士養成講座がすごく大事な歴史があると思うんですけども、これがさらに有効的に発揮されないといけないと思うんです。全体予算1億4,000万円のうち、防災予算の負担金は約13万円です。あまり活用されてない。この活用のされ方、また、こういう制度があるというお知らせの仕方だとか、それが生きてないんじゃないかと。先生も教科を教える、プラス防災を教えるというのは、本当に大変な状況だと思うんですけども、防災士の養成講座で民間のプロの皆さんの話を聞く機会が多く、高校生たちに保障されて、それが防災士として力になり、また、大人になっても地域でも連携をすることで、この予算も含めて活かされていく。そういうスケールで取り組んでもらいたいと思うんですけども、予算を見たときに13万円というのは、全県で13万円なので、この間聞いた高校生たちの熱い思いからするとすごく少ないんじゃないか、活用が十分されてないんじゃないかと思うんですが、どういうふうに取り組んでいかれる予定なのか。また、過去に防災士を受けた生徒が何人いるのかが分かればお願いします。

◎高橋学校安全対策課長 防災士の負担金というのは、受験するためのものです。その手前に御説明しました高校生防災サミットという取組がありまして、その中で学習会などもやっています。そこで委員がおっしゃられたような地域で防災活動をしている方のお話を聞いたり、なかなか地域に高校生が出てきてくれないけどどうしたらいいみたいなディスカッションをしたりとかもやっています。

また、資格を取って、その方たちが今度は地域の担い手になるように、これまでは学校でやるだけでしたけれども、今後はそのOB・OGがどうなっているのか追いかけて行って連携してやりましょうということもやろうとしています。昨年までは、もともとの発端が世界津波の日ということもありましたので、津波サミットでやってきましたけれども、そもそも災害が多い高知県では津波だけではないですので、山間部の学校も含めて参加してほしいということで、防災サミットと名前を変えてやっております。

防災士の取得実績では、今年度は6名合格しております。予算的にはもっとたくさん取っていたんですけども、最終の合格者は6名でした。これまでの実績は、令和3年度が5名、令和4年度が6名です。受験者数はもう少し多いですけども、ちょっと難しい試験になりますので、なかなか全員が合格ということには至っておりませんが、防災サミットの中で合格した先輩が、こういった勉強したほうがいいんだよとかアドバイスしてもらったりしながら取り組んでいるところです。

◎はた委員 地域との学習をするところで、資格を取って自分のスキルを高める、また、そういう思いに応じてこういう枠が予算としてあるのはすごく大事なことですけど。実際に災害の現場で身を守り、また、助かった命が助ける側になっていく防災士の根本的な理念からしたら、地域と連携した高校生の防災学習推進事業がこれからは必要になってくるんじゃないかと。高校生が集まってサミットを開く、研究を発表するのも大事ですけど、日常的な地域との連携というか、そういう防災学習も令和6年度で工夫していくというか、変えるべきは変わっていくことが必要だと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

◎高橋学校安全対策課長 防災サミットにかかわらず、防災教育を学校でもやっております。小中学校は年間5時間以上、高校生であれば3時間以上やって、避難訓練も3回以上やりなさいというようなことでやっております。こういった中で地域の住民の方と連携しているものもありますし、この防災サミットだけでやっているつもりはありませんので、こういったところは各学校でしっかり取り組んでいるところです。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎明神委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 まず、令和6年度当初予算案について御説明します。1ページは歳入でございます。主なものを御説明します。

左端の中ほどの11教育費補助金は、就学前教育・保育の質向上を図る取組や、保育士の確保対策などに関する国からの補助金などです。

2つ下の11教育費委託金は、高知市と連携して取り組んでおります保幼小連携接続の取

組に関します国からの委託金です。

2 ページの 5 職員等ころごし特例基金繰入は、香南市及び東洋町が行います保育所等の高台移転について、基金から繰り入れて支援するものです。

◎明神委員長 ここで、2 時半まで休憩にします。

(休憩 14時13分～14時30分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

引き続き、幼保支援課の説明を求めます。

◎田中幼保支援課長 令和6年度当初予算の歳出から御説明させていただきます。

右端の説明欄、1 幼保連携推進費と後ろのページの10親育ち支援推進事業費について、次のページで御説明します。

当課では、就学前教育・保育の質の向上について、3つの支援に取り組んでおります。

まず、1 教育・保育のさらなる充実への支援では、国が示している指針や要領に基づいた質の高い教育・保育が県内のどこにいても受けられるよう、資料にイメージ写真を掲載していますが、各園で行われている互いの保育を見て協議する園内研修に当課から指導主事や元園長先生などのアドバイザーを派遣して、指針・要領の視点から助言を行う園内研修支援事業など、右側のところにある3つの支援に取り組んでおります。

次の2 保幼小の円滑な連携・接続への支援は、小学校入学以降の教育課題を未然に防ぐ観点から、幼児教育と小学校教育とを円滑につなぐ取組を支援するもので、来年度は右側にありますとおり、保幼小連携・接続モデル地域支援事業に記載のとおり、昨年度から高知市と連携して進めてきましたモデルづくりの成果を踏まえて、モデルに準じた取組が県内全域で展開されるよう市町村などへの働きかけなどに取り組んでまいります。

3 親育ち支援は、子育てに不安や悩みを抱えている保護者の親としての育ちを各園とともに支援するものです。保育者を対象とした研修を行うほか、写真を掲載しておりますが、参観日や園の行事などを活用して、保護者を対象にした講話やワークショップを開催するものなどです。このほか、右側の赤いところがございますが、保育士が子育てのコツを解説する動画の配信による講話などに来られない保護者も含めた啓発や、各園に配置されている親育ち支援の担当者のスキルアップを図る研修などに取り組んでまいります。

資料右端を御覧ください。ただいま御説明しました支援により、例年同様400回以上の園訪問を予定しておりますが、これに加えまして来年度は、就学前の取組により広がりを持たせるために、幼児教育に関する幅広い層への普及啓発に取り組むとともに、就学前の実施主体であります市町村への支援を充実することとしています。

新の1つ目ですが、高知家の幼児教育・保育（仮）パンフレットです。国は昨年末に、

幼児期までこそ生涯にわたる幸福の基盤となる最も重要な時期との認識の下で、幼児期までの子供の育ちにとって大切な理念や考え方をビジョンとして策定し、今後、社会全体で共有を図っていくこととしています。このビジョンには、先ほどから御説明している本県の取組とも相通ずる内容が多く盛り込まれておりますので、この機に、本県の取組をビジョンとも関連づけながら分かりやすく解説したパンフレットを作成して広く配布しようとするものです。

次の2つは、いずれも市町村の主体的な取組を促すため、市町村の保育所管課の行政職員を対象にした研修や、市町村が独自に園への研修を行う際の財政支援を拡充するものです。この資料の説明は以上です。

次に、5ページの3保育サービス促進事業費の2つ目の保育サービス等推進総合補助金は、育休からの復帰などによります年度途中からの入所希望に応えるため、あらかじめ年度当初から保育所に加配しておくといった手厚い保育サービスを実施する市町村に補助するものです。

その上と下の多機能型保育支援事業委託料と同補助金は、全ての子育て家庭が身近な場所で支援が受けられるよう、園庭開放や子育て相談を一定回数以上実施する保育所を本県独自に多機能型保育所と位置づけて支援するものです。

ページ一番下の特別支援保育・教育推進事業費補助金は、発達障害など特別な支援を要する子供を受け入れている保育所に助言を行うコーディネーターを配置する市町村、また、医療的ケア児を受け入れるために保育所等に看護師などを配置する市町村に対して、それぞれ補助するものです。

6ページの5保育士等人材確保事業費につきまして、次のページで御説明します。

保育士等の人材確保でございます。左側の現状欄を御覧ください。表に記載しておりますとおり、本県の就学前子供数は年々減少傾向にあります。保育士等の数は、ニーズの多様化を背景として減少傾向にはありません。また、左端の下のほうに書いてありますが、こども誰でも通園制度など国の新たな取組が今後順次開始されることも考慮しますと、さらなる保育士の確保が求められる状況だと考えています。

そのため、2課題のところですが、現在の取組の課題や、今回、養成施設や関係団体、各園、市町村との意見交換も行い、それも踏まえて、右側の3令和6年度の取組欄の対策のポイントのとおり、来年度は人材確保に向け、就労の支援と離職の防止の両面から支援を充実することとしています。

まず、拡とある保育士等人材確保事業委託料は、県社会福祉協議会内にある福祉人材センターにコーディネーターを配置してマッチングなどを行っているものですが、来年度はコーディネーターを増員し、保育職場に特化した形での福祉就職フェアの開催をはじめ、養成施設や県の移住促進策などとの連携を強化し、就労支援機能を充実させるとともに、

保育所等の経営者層を対象にした研修など、保育職場の業務改善を通じた離職防止を進めてまいります。

そのほか、保育士の資格取得を目指す学生の修学資金の貸付けや、保育士の補助を行う職員の配置への支援、保育所等における事務の負担軽減に向けた支援、また、拡とある部分ですが、先ほど御説明しました園内研修支援において、新たに保育職場の人間関係づくりなど業務改善の観点からの支援メニューを追加するなどしまして、人材確保の支援を充実してまいります。本資料の説明は以上です。

8 ページの 6 子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所・幼稚園等の運営費に係る子ども・子育て支援新制度に基づく県の負担分や、同制度に基づいて延長保育や病児保育、一時預かりなどに取り組む市町村への補助などです。

9 ページの 4 行目、8 保育所・幼稚園等施設整備事業費の幼稚園等緊急環境整備事業費補助金は幼稚園などにおける遊具の整備などについて、環境改善事業費補助金は保育所等における老朽化した施設の改修などについて、それぞれ補助するものです。

9 保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費は、香南市及び東洋町が行う保育所等の高台移転に伴う施設整備や、移転に向けた検討事業について支援するものなどです。

ページ一番下の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、子供が3人以上いる世帯の3人目以降かつ3歳未満児の保育料のうち、国の無償化の対象とならない部分を無償とする市町村に対して補助するものです。

1 ページ飛ばしまして、11ページにお進みください。債務負担行為を1件お願いしています。保育所等の高台移転に関しまして、先ほど御説明したもののほか、土佐市において、令和6年度から令和8年度にかけて3園を統合の上、移転することが予定されており、それに伴う施設整備への支援を行うものです。

当初予算案の説明は以上です。

引き続き、令和5年度の補正予算案を御説明いたします。12ページにお進みください。主なものを御説明します。

保育サービス等推進総合補助金は、保育サービスの充実に係る補助について市町村の実績が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

4 子ども・子育て支援事業費は、民間の保育所・幼稚園等の運営費に係る県負担分につきまして、その算定の基礎となる国が示している公定価格の増額改定が行われたことに伴い、当初の見込みを上回ったため増額をお願いするものなどです。

13ページの6 保育所・幼稚園等施設整備事業費の幼稚園等緊急環境整備事業費補助金は、幼稚園等の遊具の整備などへの補助につきまして、当初の見込みを下回ったことによる減額分と、令和6年度分を国の補助に併せて前倒しで計上したことによる増額によりまして、記載の補正を行うもので、令和6年度分は繰越しもお願いしております。

環境改善事業費補助金は、保育所等における老朽化した施設の改修などへの補助について、市町村の実績が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

就学前教育・保育施設整備交付金は、認定こども園1園が行う施設整備について、国からの補助を県が受け入れ、市町村へ補助するものですが、こども家庭庁の創設に伴い、当該補助が国から市町村への直接補助となったことから、県予算としては不用となったため減額するものです。

14ページは繰越明許費です。これは、先ほど御説明した幼稚園等の遊具の整備などへの補助について、令和6年度分を国に併せて前倒して計上することに伴い、繰越しをお願いするものです。

説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎三石委員 4ページの就学前教育・保育の質の向上です。三つ子の魂百まで、いかに就学前教育が大事かということは、今までも言ってきたとおりでけれども、これを見させていただいて、非常に分かりやすいです。教育・保育のさらなる充実への支援、幼保小の円滑な連携・接続への支援、親育ち支援、それから現状と課題、このとおりだと思います。

そこで、令和6年度の取組の中で、保幼小連携・接続モデル地域支援事業があります。高知市と連携したモデル地域における取組の検証を支援するとともにモデル地域に準じた取組を県内に広めるとありますけれども、今まで取り組んできたことの成果、課題も含めて、これから広めようとしているわけですから、具体的にはどういう思いでどういう成果を求めて取り組むのかをもう少し詳しく教えていただけたらと思います。

◎田中幼保支援課長 このモデル事業でございますが、高知市と連携して令和4年度から取り組んでいます。保幼小連携自体はそれ以前からも言われていたところでございますが、モデル地域での取組の特徴は、これまでの取組が、子供同士が行事を通じて交流するとか、あるいは小学校に上がるときに引継ぎをすることが中心でした。モデル事業は1校5園のモデル地区でございますが、互いの教育・保育の実践を率直に話し合うところをモデルとして取り組みました。それを踏まえてカリキュラムが出来上がったんですが、カリキュラムができたということはもとより、1校5園の方々が双方がどういう教育・保育をやっているか、どういう課題があるかというのを率直に話し合うことで、それぞれの保幼小の先生に気づきが生まれて、子供の姿にまで還元されるという事例が発生しています。小学校1年生において、非常に学校生活が楽しいという声を聞いたりといった例が出てきています。

こういうふうに教育内容を話し合うという取組を県内全域に広げていきたいと考えております。既に幾つかの市町村では準じた取組がスタートしてきているところですので、引き続き支援をしていきたいと考えております。

あと、もう1点の成果で言いますと、このモデル地域の取組を通じて、高知市と就学前について連携が格段に深まったことも成果かと考えております。高知市は、小学校は教育委員会、保幼はこども未来部が所管されておりますけれども、双方と4回以上にわたって課長同士で協議するような間柄もできましたので、この形を定着させていきたいと考えております。

◎三石委員 数年前とかその前を含めて以前に比べたら、本当に前進してきています。取組が本当に充実してきていると私は思います。ぜひこの調子で取組を強化していただきたいと思います。今でもそうですけれども、もう小学校に入ってきた時点で全然しつけができてないというか、学力のこともあるんだけど基本的なことがもう全くできてない、そういう児童もたくさん見受けられるようなこともあります。保幼小の連携は非常に大事だと思いますから、さらに頑張ってください。

それと、新しい取組としてパンフレットの作成・配布とありますけれども、これをもう少し詳しく言ってもらえませんか。

◎田中幼保支援課長 先ほど三つ子の魂百までというお話もありましたが、幼児期が非常に大切だということは疑いのないところですが、幼児期にどういうふうな教育・保育をきちんとすればいいかということについては、いろいろなお考えもあると。そうした中で、国が今般ビジョンを策定しました。それは幼児期までの子供の育ちにとってどういうことが大切か、どういう関わり方が大事かというようなことをまとめたビジョンを昨年末に出しています。

この機会に、こうしたビジョンとも関連づけながら、それから先ほどの資料にあります1、2、3の高知県の取組の内容も含めて、分かりやすく解説したパンフレットを広く配布して、教育・保育関係者だけではなく保護者にも配布することで、幼児教育の大切さを広げていきたいという考えのものでございます。

◎三石委員 今いろいろな犯罪が起きていますよね。ここ二、三十年ほど前から、本当に目を覆うような、もう見たくもない、聞きたくないような事件がたくさん起きています。例えば、子供が子供を殺したり、親が子を殺したり、その逆に子が親を殺したり、おじいちゃん、おばあちゃんを殺したり、もう本当に信じられないような事件が起きています。ずっと元をたどっていけば、全部が全部とは言いませんけれども、生まれて物心ついた頃からの幼児期に、親から虐待を受けたとか寂しい思いをさせられたとかということが原因になっていることが非常に多いというふうに言われています。そういう面においても、本当に幼児期の教育というか、幼児期は大事なことがあるから、特にこの幼児教育についてはしっかり取り組んでいただきたい思いがありますので聞かせていただきました。

◎はた委員 保育の人材確保についてお聞きしたいと思います。国のこども未来戦略の中で、3歳、4歳、5歳と配置基準が変わりましたので、当然その配置基準に見合う人材を

確保する。さっきの幼保連携を強化するというどれにも共通して人がいない。どう確保するかが新年度の一番のポイントだと思うんです。予算の中で保育士等人材確保事業委託料に約1,500万円がついているんですけども、これによってどれだけの確保を目指すのかを聞きたいです。

現場で起きている事例として、例えば土曜日保育ができなくなった。0歳から3歳がないので、わざわざ遠くの保育所に入れなければならない。先生が研修をしなければならないので、その日は園を休んで家で子供を見てください。そういうのが現状なんです。知事は子供を増やしていきたい、国もこういうふうに制度は改善したと言いますがけれども、現場で本当に改善させるためには保育士人材をいかに確実に確保していくか。これが高知県の人口減少対策にもつながるわけですけども、この1,500万円がどういうものなのか。独自で市町村が出している分もありますけれども、県自身がどういうふうに努力をするか、確保をするか、そこを詳しく説明してください。

◎田中幼保支援課長 保育士等人材確保事業委託料は、本年度の予算では747万6,000円でしたので、ほぼ倍増をお願いしているところです。

まず、コーディネーターを増員するという説明をさせていただきました。どこまでを目指すのかということにつきましては、委託先と検討している中で、本年度のマッチングの件数の25件を、来年度以降50件以上を目指していきたいと考えています。これはマッチングですので、保育所側に就職するという件数です。これに加えて、説明もさせていただきましたが、今働いている方がお辞めにならないための支援もしたいと考えております。ただ、離職している実数は把握できていませんので、それについての明確な目標値までは定めてはいませんが、先ほど来説明した取組、この事業以外の取組も含めて一定数の離職の防止も目指していきたいと考えております。

あと、委員からお話があった研修でのところにつきましては、先ほど御説明した園内研修支援で、こちらからお邪魔させていただいて保育の中でやらせていただく形を考えていますので、そういうこともやっていきたいと考えています。

◎はた委員 辞めない手だては大事ですけど、どういう調査をされるのか。今高知市では、子供たちの8割が民間の園に通っています。公立に通っているのは本当に少ない。そういう状況の中で、本当に子供たちの環境を良くしたいというなら、民間も含めた調査と対策が県レベルで必要だと思いますが、その点はどうでしょうか。

◎田中幼保支援課長 今回拡充させていただく予算は、説明の中でも申させていただきました養成施設や関係団体、園からいろいろ御意見をお聞きしてやっているものです。それには高知市、それから民間の園からもお聞きしています。ですので、今回改めて調査という形でやるような予定は考えておりませんが、今回この拡充させていただく予算をお認めいただければ、それで取組を進めていきたいと考えています。

◎はた委員 調査はしないといけないと思いますけれども、民間・公立含めて、その辞めない手だてについて何が必要なのか、現場の声を聞くべきではないでしょうか。

◎田中幼保支援課長 園内研修支援のところでも申し上げましたが、我々は年間400回以上の園訪問をしております。そのときには、我々からメニューを押しつけるのではなくて、園の困り感であるとか、どういったことに課題があるだろうかとお聞きして支援に行っています。それを年間通じて営みをしておりますので、一定、園の状態でありますとか課題とかもお聞きしていると思っておりますので、改めて一斉に調査をすることは今は考えておりません。

◎はた委員 公立の状況については、市町村から上がってくる、聞き取るということが日常にできるかもしれませんけれども、高知市でいえば8割の子供たちが通う民間の園の皆さんの声をつかめているのかどうか。アンケート調査の仕方は負担をかけずにいろんなやり方があると思うんです。予算をそんなにかけなくても、手間をかけなくても聞き取ることは可能だと思うんです。やっぱりそこがないと制度があっても、予算がついても、まともなものになっていかないと思うので、現場の声を聞く。これは工夫が要ると思うんですけど、教育長どうでしょうか。

◎長岡教育長 私も民間の園長さんといった方々ともいろいろお話もしております。その上で、先ほど課長も言いましたように、各園を回っていろいろとお話も聞かせていただいている。そういう状況の中で現状をつかませていただいているという意味では、アンケートを取ることは現在のところ考えておりません。

◎寺内委員 今、委員からも出ていますけど、例で言うと高知市。私も市議会議員でしたので。高知市の課題で言うと保育士不足というよりも逆に、知事も心配されている少子化の中で、園自体が今まで経験のしたことのない経営ということに苦勞されています。まずは市の保育園の在り方を、今度は民間の認可保育園を入れて検討ということで。まさに保育士の不足も、これは全国的なことだと思いますけど、高知市で特に大きな問題になっているのは、少子化のために園の存続がもう成り立たないという危機的な状況も裏にあるので、そこの辺は、保育士というよりも、経営というものを県でもバックアップしてやってほしいと思うんです。

1例で言うと、全国でも保育所や幼稚園等を統合する場合に認定こども園という手法なんかも使ったりしていますので、高知市に限らず県内にはいろんなアドバイスを。これからの課題というのは、少子化を何とか防がなければ、経営ということ自体が課題になって、そのことをバックアップする必要があるこれから出てくるのではないかと思うので、意見として言わせてもらっておきます。

◎橋本委員 国の新たな取組において想定をして、待機児童数が令和5年4月1日時点で6人というのは、今までの努力の成果かなと思って、評価はしておきます。

それで、次元の異なる少子化対策という枠組みの中で、まだ国の新たな取組がしっかり見えてないだろうとは思いますが、例えば1歳児の6対1が5対1になったとき、4歳児・5歳児の30対1が25対1になったとき、これは配置基準そのものが変わることですから、これにおける例えば保育士の人的な補強を具体的な数字でどれぐらいに置いているのかをまず教えてください。

それと、こども誰でも通園制度（仮称）となっていますけれども、これはどんなイメージなんですか。

この2点を教えていただきたいと思います。

◎田中幼保支援課長 保育士の配置基準の改善のことですけれども、現行で1歳児が6対1で、4、5歳児が30対1です。それがそれぞれ5対1、25対1になるということで、国はまず4、5歳児からスタートするとしています。

1歳児については、こども未来戦略の緊急プランとなっている直近3年間の中で随時進めていくという説明になっています。この6対1から5対1に、それから30対1から25対1にということを単純に試算すると、県内では165人の保育士が必要になります。ただ、実際には各園の状況はいろいろあり、現時点で既に手厚く配置している園というのも一定数あると承知していますので、直ちにその165人の純増が求められるかということ、そうではないのかなと思っています。

また、その基準も改正されますが、実は全国的な人材不足のこともあって、経過措置も設けられている状況でございます。まず人材確保については、はじきではそういうことです。

こども誰でも通園制度（仮称）ですが、これは試行的に本年度から全国的にスタートしています。それは就労とかの保育が必要とする要件がなく全てのお子さんが10何時間単位で通園できるというのが、こども誰でも通園制度の今の仕組みです。対象は0、1、2歳児です。就労といった保育の認定なく通うことができるというのが、こども誰でも通園制度になりまして、今、全国的には試行的に始まっている状況です。

◎橋本委員 配置基準についての大体の見通しについては分かりました。取りあえず165人足りないということなんですけれども、この中にはいろんな考慮すべきところがあるというふうに答弁いただきました。ただ、6対1から5対1に、それから30対1から25対1になるというのは、基本的には、この新たな配置基準になると余計に手の届くような保育・幼児教育がやれると思いますので、そこをしっかりと対応できるように、ぜひとも整えていただければありがたいと思います。

こども誰でも通園制度は、今の答弁ではちょっと分かりづらかったんですが、0歳から3歳までの間の子供だったら、大体どこでも行けるということなんですか。

◎田中幼保支援課長 現在、国も試行の状況ですので、まだ固まったところではありませ

ん。試行の形で言えば、市町村においての保育の認定がなくても0、1、2歳が通うことができるというところです。

ただ、繰り返しになりますが、試行的事業というところで、全国の実施状況を見ながら制度も変わっていっていますので、今分かっているのはこのぐらいの状況ということです。

◎**今城委員** 特別支援保育・教育推進事業費補助金ということで、出先調査などでも、そういうお子さんが増えているというのを見てきたんですけど。今回予算が大分減っているということで、医療的ケア児保育支援事業なんかは半減になっているんですが、この辺りは何か需要がないとかあるんですか。

◎**田中幼保支援課長** 医療的ケア児については、各市町村においてコーディネートの上、入所する形になっていまして、今回の予算も市町村の所要額を聞いて計上しているところでございます。

実際に市町村にお聞きすると、最初に要望として受け入れる形で調整を進めているけれども、例えば子供さんの様子が安定的じゃなかったりして入所を諦めたケースもありますので、そういう実態に合わせた予算立てと御理解いただけたらと思います。

◎**今城委員** 市町村の負担分が厳しいから要求しないとか、そういうことはないんですね。

◎**田中幼保支援課長** これは国庫補助事業でして、国が3分の2、県と市が6分の1という手厚い支援になっておりますので、そこはあまりないのかなと受け止めています。

◎**中根委員** 保幼、それから小学校との連携をしながら、子供の成長・発達をしっかり保障していこうというのは、本当に行政の根幹で大事なことだと思います。

ただ、もっと根幹になるのが、先ほど来お話のあっている人材確保も含め、環境整備だと思うんです。先ほど、特別支援保育の子供たちの予算がなぜ減っているのかということで、丁寧な聞き取りなり働きかけが必要なんじゃないかと思うんです。市町村ごとに、保育所・幼稚園の対応というのは違っています。以前も申し上げたことがあるんですが、保育所の乳児のおむつなどは、いちいち自宅から持って行って、おむつに名前を書いて、使用したら、お帰り保育の袋の中におむつは全部ビニールに入れて持って帰る。事業所のごみにならないような形で持ち帰っていた。高知市は来年度の4月以降、これが持ち帰らなくていいようになるんですけども、田野町とかの郡部では、ぼつぼつと早くやられているところもありました。そんなふうに、ちょっとしたことで市町村ごとに違うわけです。先生方の負担をいかになくすかということもあるけれども、保護者の負担もそこで随分違って来る。そういう子育てに対応する方たちが具体的に何が必要なのかという話を、もっとしっかりと聞きながら施策を打ち込んでいかないと、実っていかないんじゃないかという、そんな思いがするんです。

あともう一つは、地域偏在です。例えば高知市なんかでも津波が来ると言われる南のほうは若い人たちがだんだん少なくなって、北のほうはたくさんになって、保育所も入ろう

と思っても北のほうはなかなか入れない。だから兄弟がそれぞれ別々のところに行かざるを得ないとか、転園をしてやっと1つの保育園になるとか、そういう事態がずっとあるんです。そんな中で、先生方の配置も一体どのようにするのか、園そのものの教室の配置もどういうふうにするのか。根本的なところを随分と考えていかないと、幾ら教育内容・発達の保障を一生懸命しようと思っても、その根本のところを整えていかないと駄目なんじゃないかという思いがします。ぜひ、人材確保それから環境整備も含めて、とても大事なことだと思うので、その根本のところを見ながら計画・施策をつくっていただきたいと思っていますが、現状をどのように見ていらっしゃいますか。

◎田中幼保支援課長 まず、就学前の実施主体である市町村において保育に取り組まれているわけですから、当然そこにおける取り組み方にはどこに力を入れるかとかあろうかと思えます。

ただ、我々としましては、繰り返しになりますが、今回拡充の予算もお願いしておりますが、園をかなりの回数、年間400回以上は回っておりますので、そこで園の課題でありますとか、あるいは市町村の所管課にもお聞きして、施策は引き続き進めていきたいと考えております。

◎中根委員 ぜひお願いしたいのと、少子化対策の中で配置基準の改善というのを書かれていますけれども、0歳の子供に今は6人ですか、5人ですか。

◎田中幼保支援課長 0歳児の場合は子供3人に保育士1人という基準です。

◎中根委員 3人に1人、それから1歳児が5対1になってくる。その小さい子供よりも、国は4、5歳児から対応をしていきます。でも、0歳、1歳の子供たちは自分自身で自分の身を守ることはできないような年代です。私は、やるべきは一気にやってもらいたいんですけど、小さなところからやるのが順当な話ではないかと思っていたりしまして、ぜひ、そういった実態も県としては意識の上に置いて頑張っていただきたい。先ほど、もう既に基準よりよい形で人的配置をしている園もありますとおっしゃったけど、この委員会でも去年の5月か6月に鴨田保育園へ行って見せていただきました。自分たちの給与を減らしてでも人を増やそう、そうでないと子供の発達を保障できないという、もう大変な決意だなんて思って驚いたんですけど、給与を削って人を配置しているという状況を公的に1日も早くなくす努力をぜひお願いしたいと思えます。

最後に、高知市で特別支援の担当をされている先生が来年度に研修を受けるときには、特別支援保育を受けなければならない御家庭に保育をできる限り自宅でしてくださいという呼びかけの文書が回ったんです。これは一体どういうことだろうと。特別保育を受けなければならない子供を担当する先生が研修に行くときに、年間述べて2.5日、3日以内くらいなんですけれども、日も大体のところは決まっていますけど、ぜひ対応してくださいというお願いの文書です。それはびっくりして、こんなことは新しく初めてやっているんで

すかと聞いたら、いや、ずっとやってきていますというお話で、いや、それはないろうと。保育に欠ける子供たちを受け入れて発達保障していく保育園の根幹の問題じゃないかなと思って、そういうことも含めて子ども・子育てをどうするかという全体の把握を、目配りをすべきじゃないかと。今の今城委員がおっしゃった予算の取り方もそうですけれども、もっと丁寧にやっていかないとよりよい変化が生まれませんじゃないかと思います。御苦労だと思いますが、その努力についてはどんなふうにお思いか。

◎田中幼保支援課長 御紹介のありました特別支援保育のことですか、先ほど来お話のあった医療的ケア児であったりとかは、保育の実施主体の市町村で個々に対応されていると思うんですが、繰り返しになりますけど、我々としては、その現場の声や市町村の声も聞きながら、県でできる対策をやっていきたいと考えております。

◎土森副委員長 5歳までの教育というのは非常に大事なことでありまして、非認知能力といいますけども、三石委員が言ったように、そういうコミュニケーション能力を若いときに身につけていくのはとても大事なことだと思うので、これからもよろしくお願ひします。それと、親育ち支援で動画をつくってやっていくということで、何が問題かという、来ない場合は問題が結構多いので。そういうところに動画でつなぎをして、来ない親にパンフレットを渡して、もしそれを見たら、ちょっと園にも行ってみようかなとか、勉強にも行ってみようかなというような気持ちになると思うので、すばらしい対策だと思うのでよろしくお願ひします。

◎明神委員長 以上で、質疑を終わります。

幼保支援課を終わります。

〈小中学校課〉

◎明神委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎蛭子小中学校課長 初めに、午前中に西内委員から御質問がありました中学校の技術科の免許外指導の状況と、その対策について御説明させていただきます。

本県の令和5年度の技術科の免許外指導は、48校が実施しております。御存じのとおり、義務標準法における教員定数は、本県で最も多い中学校3学級規模では校長を含めて9名となっており、中学校の9教科10科目の全てを免許担当者で対応するために加配教員を配置することは困難です。そのため、教育センターに専門性の高い元教員を配置し、遠隔教育システムを活用した授業支援を実施しているところです。内容としましては、教材研究の支援や指導上のポイントの助言、効果的な資料や教材の提供などを行っております。本年度は希望する5校に支援を行い、10月時点で延べ60回以上の支援を行っております。また、来年度には技術の支援体制を増員し、より多くの学校の支援を検討しているところです。

なお、この状況がよいとは思っておりません。教育センターからの支援を継続しながら、

今後は採用を増やし、兼務等の配置の工夫を含め、他県の取組なども参考にしながら解消に努め、令和10年度には技術科の免許外指導ゼロを目指して取組を進めてまいります。

それでは、令和6年度当初予算案について御説明させていただきます。小中学校課の説明資料の1ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。主なものについて御説明いたします。9国庫支出金の6教育費負担金は、小中学校の教職員人件費に対する国庫負担金でございます。

2国庫補助金の11教育費補助金は、放課後等の学習支援員や部活動指導員の配置などの事業費に対する国の補助金でございます。

3委託金の11教育費委託金は、国の委託事業で在外教育施設派遣教員や国の指定を受けての調査研究事業などに係るものでございます。

次に、2ページを御覧ください。15県債の12教育債は、教育事務所が所有する公用車のうち3台を電動自動車に更新するに当たり、事業債を活用するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。歳出について御説明します。小中学校費の主なものについて、右側の説明欄に沿って御説明させていただきます。

まず、1小学校教職員人件費と2中学校教職員人件費については、小学校2,982人、中学校1,776人の教職員の給与費でございます。

次の3小学校教職員旅費と4中学校教職員旅費は、いずれも教職員の研修や修学旅行の引率などに要する教職員の旅費でございます。

5教育事務所費は、県内の3つの教育事務所の管理運営費で、清掃等委託料や事務費などでございます。

4ページを御覧ください。上から7つ目の6管理諸費のうち1つ目の教職員人事システム運用保守等委託料は、教職員管理人事システムの保守を委託するための経費でございます。

その下の事務費につきましては、教職員の人事管理経費や、校長・教頭の管理職研修、小規模小中学校の教科指導を支援するための非常勤講師を配置する経費などでございます。

7指導諸費は、小中学校の教育課程における教育活動を推進するための研修旅費などの経費でございます。

8学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業の経費を計上しております。そのうち学力状況調査委託料は、学力課題を改善するために、小学校4年・5年と中学校1年・2年の全児童生徒を対象とした学力調査・質問調査を実施することとし、問題の作成・採点・集計等の業務を委託するものでございます。

5ページを御覧ください。放課後等学習支援事業費補助金は、児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図るために、放課後及び長期休業期間に実施する補充学習等の学習支援員の配置を行う市町村に対して支援を行うものでございます。

部活動指導員配置促進事業費補助金は、中学校の文化部活動を担当する教員を支援し、部活動の質的向上を図るために、単独で指導や引率などができる部活動指導員の配置を行う市町村に対して支援を行うものでございます。

外国語指導助手等配置事業費補助金は、児童生徒の英語力の向上のため、外国語指導助手等の配置を行う市町村に対して支援を行うものでございます。

次の事務費でございますが、主な事業の予算が事務費に含まれておりますので、別の資料にて御説明します。6ページを御覧ください。

学力向上検証サイクル確立事業は、児童生徒の学力定着状況を把握し、指導の改善に生かすための調査に要する経費や、中学校の学力対策の強化のためのブラッシュアップ研究協議会等に要する経費を計上しております。また、デジタル技術を活用した学力向上対策として、デジタルドリルを活用した実証研究を行い、基礎学力の定着と向上につなげるための経費を計上しております。

同じく、7ページを御覧ください。英語教育強化プロジェクトは、主体的に英語でコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の育成を図るため、グローバルな視野を持ち、地域の魅力を英語で発信する取組等に要する経費を計上しております。

それでは、議案説明書（当初予算）に戻ります。

8ページの9豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもとななる力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などを育み、豊かな人間性を培っていくために、キャリア教育や道徳教育を推進するものでございます。

高知県教育文化祭負担金は、子供たちの情操教育や感性を育むため、各種文化行事を主催する高知県教育文化祭運営協議会と共催する県としての負担金でございます。

最後の事務費については、キャリア教育の充実を図るための協議会や、道徳教育を推進する担当教員の資質向上に向けた協議会等の事業費、また、道徳の副読本の印刷費用などでございます。

以上、令和6年度の小中学校課の当初予算の合計は358億9,825万円で、対前年度比1億2,239万9,000円の減となっております。

引き続きまして、令和5年度補正予算案について御説明させていただきます。9ページを御覧ください。

まず、歳入についてですが、12教育費補助金及び11教育費委託金は、後ほど歳出でも説明させていただきますが、それぞれ事業の執行額が見込みを下回ったことなどにより、減額したものでございます。

10ページを御覧ください。歳出について、右側の説明欄で御説明いたします。

1小学校教職員旅費と2中学校教職員旅費は、延期分を含めた修学旅行費や赴任旅費が見込みより少なかったことなどから、教職員に係る旅費の不用額が発生したものでござい

ます。

3 管理諸費は、令和2年度及び令和3年度に受け入れておりました義務教育費国庫負担金について、対象となる経費の算定誤りがあったことから、受入れ超過分の国費を返納するものでございます。

4 学力向上推進対策費のうち、上から2つ目の学力状況調査委託料は、プロポーザルでの決定業者の見積額により、当初の予算より減額となったものでございます。

また、次の英語教育強化事業委託料は、国の指定を受けて行う事業について申請をしたものですが、全国的に採択件数が非常に少なく、審査の結果、採択がされなかったため、不用額が発生したものでございます。

以上で、小中学校課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 総額約358億円という予算で、前年度比較で1億2,000万円ぐらい減っていますが、政策的な大事な予算の部分が減っているのではないかと思うんですが、この減っている理由、内容についてお聞かせください。

◎蛭子小中学校課長 主な減の要因としましては、放課後等学習支援事業費補助金について、事業メニューの見直しにより5,000万円ほど減額になっています。それから中学校の教職員の旅費について、修学旅行の延期分の上乗せが終了いたしますので、これが1,000万円ほど減額となっております。

◎はた委員 教育予算全体で政策予算が約10%減っています。今回の小中学校課の影響については分かりましたけれども、全体の予算が1割も減っているわけで、人件費を除く政策的部分だけで10%も減った予算で、現場で何ができると考えたときに、本当に十分な予算なのかと思うんです。小中学校課として、いろんな対策、事業をされていますけど、政策的な部分で予算は十分という認識なのか、まだしなければならない問題があると考えられているのか、予算全体に対する評価をお願いします。

◎蛭子小中学校課長 人件費を除く事業等に係る予算等についてですけれども、今年度までの様々な事業については、大きく見直しを図りまして、スクラップ・アンド・ビルドで新たな事業への転換ということを行っております。特に指定事業等につきましては、見直しも図り、一定数も減らすんですけれども、本当に必要な、これからの将来を見据えてやっておかなくてはいけないこと等については改めて事業として立ち上げていく形で取り組んでいこうと考えているところです。

◎合田教育次長（総括） 先ほどはた委員から10%減っているというお話がありました。人件費以外の経費が、現に数字としては対前年度比90.1%になっています。教育長の総括説明のときにお話しさせていただいていますが、減額の大きな要因は、新安芸中学校・高等学校の整備が終わって、これがマイナス46億円で、その結果として10%減っているとい

うことですので、いわゆる教育のソフトの部分について大きく減らしているという状況ではありません。

◎橋本委員 部活動の指導員配置促進事業費補助金が400万円ちょっと組まれていて、中学校の文化部の部活動に絡めての補助金だと御説明がありました。文化庁で検討会議があって、運動部と同じように働き方改革の一環で文化部も地域移行にということで、目指すは2025年には移そうというような答申というか方向が出ているんですけども、この補助金はこれに合わせたものなんですか。

◎蛭子小中学校課長 この地域移行につきましては、文化部においても取組を進めていくというところで動いているところです。

◎橋本委員 要は、運動部と同様に休日の部活動について、部活を持っている顧問が働き方改革の中でかなりきつい状態があって、それを是正するという事で多分提言があって、文化庁でそういう検討会議が開かれて、そして答申が出て、2025年度ぐらいまでには休日については文化部も地域移行にという考え方が出ているんだろうと思う。その取組についてはどうなんですか。

◎蛭子小中学校課長 現在、特に文化部の中でも吹奏楽部につきましては、吹奏楽部の連盟がありますので、どうすれば地域移行ができるのかということについては、協議とか相談を行っているところです。

◎橋本委員 今議会でも軽音楽部の話も出ていたりして、そういうことを醸成するためにも、この休日の部活動の地域移行というのはやるべきだとは思っているんです。ぜひともそういう観点から、県も前向きにやらないと、今話を聞いていても前向きだとは全然受け止められないわけです。そういう方向性も、しっかり前に行こうという思いを持って対応してもらえるように要請しておきます。

◎中根委員 先ほど来、教育委員会の議論をしていて、頭にいつもあるのが先生方の多忙化の問題で、病気休暇が増えたり本当に人が足りなくなるような状況というのは、今本当に戦後最大の分岐点というか、大変なところに来ているんじゃないかと思っています。

そんな中で、教育の現場に取り入れるものばかりが本当に多くなっていて、キャリア教育、道徳教育はもちろんですけど、英語教育から県版学テ、全国学テ、何かを取捨選択しないと、本当に現場がもたなくなるんじゃないか。現場がもたないということは、子供たちが必要な自己肯定感も含めた学力を身につけることができなくなるんじゃないかと大変危惧をしています。

そんな中で私の目で見ていると、再三言わせていただいていますけど、もう県版学テはやめるべきじゃないかと。いろんなものを選択して捨てるものがないと、捨てると言っても全て捨てるわけではなく、それぞれの単元で身につく学力はどうかというのとは常に学校現場でやっているわけですので、何かそういう精査をしていかないと駄目なんじゃない

いかと。そういう意味では、県版学テはもうやめている県が全国でも幾つもあって、理由はそれぞれあったりもしますけれども、多忙化解消という言葉に象徴される県がたくさんあります。そういう発想をもうそろそろ持っていただけないかという思いがありますが、いかがでしょうか。

◎蛭子小中学校課長 まず、テストではなく調査というところをお願いしたいと思うんですけども、この県版学力調査につきましては、何よりも子供たち一人一人の力をしっかりと捉えて、子供たち自身がまずは自分の学びをしっかりと計画的に、意図的に紡いでいただけるような形、それに対して教員がどういうサポートをしていけばいいのかというところをしっかりと見取っていくものであります。

さらに学校におきましても、この県版調査につきましては、各学校のPDCAサイクルをしっかりと回していただくというところで、学校経営計画等にも位置づけていただいているところでして、学力調査自体を一つのツールとしてしっかりと使っている状況がございます。

県としましても、この学力調査を行うことで、これまで行ってきた教育施策等の見直し・改善につながるものと捉えておりますので、これにつきましては、現在しっかりと取組を進めていきたいと考えているところでです。

◎中根委員 議論が平行線になるとは思いますけれども、やっぱり現場の状況、不登校がどんどん増えて、何かを取捨選択しなければならぬ。そんなときに一番大事な教育の根幹と自己肯定感を子供たちにきちんと保障するような現場づくりをどうするかというのを第一に考えていただきたい。もうこれは平行線ですので要請しかないですけど、私たちはそう思っています。

◎三石委員 さっきのことに関連してですけど、私は別の角度から、教育委員会が言われていることを支持したいと思います。この事業の目的というのがあります。もうここに要約されているんです。学力調査等の結果から明らかになった学力についての課題の改善状況及び定着状況等を把握し、学習指導の改善・充実に生かすとともに、各学校及び教育委員会の継続的な学力向上検証改善サイクルを確立という意味において、私はぜひ、どこに課題があるのか、今どこでつまづいているのか、じゃあこの子に対してどういう指導をすべきなのか、こういうことはやっぱり把握してないと。何でもそうです。体の検診でもそうですけども、どこに問題があってどうなのかというようなことを把握してないままでは、やっぱりちょっと効果が薄いと思うんです。そういう意味においても、ぜひ継続して続けていただきたいと私は思います。

◎はた委員 教育予算の話で、次長が答弁でマイナス要因については整備費が減ったからだということで、政策的部分のソフトの面では予算は減らしてないということでしたけれども、そこが問題なんです。国は異次元の子育て・教育支援ということで、異次元の予算

を組んでいるわけなんです。そういう意味で、予算が前年度と同じという感覚ではおかしくなるんです。前年度と同じだからいいではなくて、そういう国を挙げて子育て・教育をよくしていこうという予算立てになっていくためには、人件費を除く政策部分がハードを除いたとしてもソフトで引き上がっていくという予算が必要だということを私はまず述べたいと思います。

その上で、蛭子課長が言われた小中学校課のマイナス要因になった放課後等学習支援事業費補助金が5,000万円も減っているわけです。これはなぜ減ったのか、減る必要があるのか、改善する必要があったのではないか、そこが明らかにならないと1年間の予算が本当に生きたものにならないと私は思うので、そういう意味で放課後等学習支援事業費補助金5,000万円が減ったところを詳しく教えていただきたい。

◎蛭子小中学校課長 これにつきましては、高知市がこの予算から外れまして、高知市は中核市として国と直接やることになりましたので、県の予算から外れた形になっています。

◎はた委員 理由は分かりました。ただ、その総額、次長の話のソフトの面でも予算が増えていくべき時期なので、そういう面では担当課から必要な経費を、市町村を支える部分と直接支える部分とあるとは思いますが、もっと政策的に予算を要求して、十分な対策を取っていただきたいと思います。そこは要望しておきます。

◎寺内委員 予算を減らされてというんですけど、見ていると学力向上推進対策費の英語教育強化プロジェクトについては令和5年度の倍を取っています。今、小学生から外国語が必要になっていますので、このプロジェクトの事業的な部分について説明してくれませんか。

◎蛭子小中学校課長 この事業は、英語の実施状況調査を毎年行っております。これについて国の予算等も活用しまして、専門的な知見を持たれている方に入っていて、市町村あるいは県の状況等を一緒に分析させていただいて、必要な取組につなげていくようなことから、この事業の予算が多くなっています。

さらに、説明でもちょっと申しましたが、外国語指導員の補助も行っておりまして、それぞれ市町村が外国語を推進する上で必要な人材について、その人件費として市町村から要望のあるところにつきましては、補助をしていくことで増額になっているところです。

◎今城委員 関連で。その英語教育強化プロジェクトの目標数値に対して、せっかく取り組んでいるのに後退しているという数値も出ているんですけど、実施状況調査の分析の内容に問題があるのか、その辺りはどのような分析をされていますか。

◎蛭子小中学校課長 英語の状況につきましては、今年の全国学力・学習状況調査でも非常に厳しい結果が出ました。実施状況調査と併せて分析をしたところ、授業の中の取り組み方、質の部分や回数部分とか、やはり教員が子供たちに求めていくものがしっかりとイメージできて、それがつながっていかないと非常に厳しいという状況で御示唆もいただ

いたところでは。

これにつきましては、指導主事等とも共有しまして、各事務所を通じて取組を進めていきたいと考えているところです。

◎今城委員 しっかりと分析することが必要と思うんですけど、昨年度は451万円で、今年は100万円に減っているんです。その辺りで十分な分析はできるんですか。

◎蛭子小中学校課長 昨年度は、先ほども御説明させていただいたんですけど、国の採択事業に落ちまして、それでなかったんですけども、今年度につきましては何とかそれが維持できそうというところです。

◎今城委員 減ったのでなくて、なくなったんですか。分かりました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、小中学校課を終わります。

〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎並村高等学校課長 高等学校課の令和6年度当初予算につきまして、御説明させていただきます。

高等学校課の資料1ページを御覧ください。項目が非常に多くございますので、主要項目を中心に説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、当課の歳入の主なものは、左端の科目欄の上から3つ目の11教育使用料の中の県立高等学校の授業料、受講料と、科目欄の12教育手数料の中の県立高校入学時に徴収する入学料及び県立中学校、高等学校を受験する際に徴収する入学手数料でございます。

2ページを御覧ください。左端の科目欄の上から2つ目の11教育費補助金の中ほどの区分(10)高等学校費補助金は、高等学校等の授業料の支援のための高等学校等就学支援金交付金と授業料以外の教育費の支援としての奨学給付金として高等学校等修学支援事業費補助金などを計上しております。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。4ページを御覧ください。当課の令和6年度一般会計歳出予算総額は184億9,967万1,000円、対前年度比2,716万2,000円の減となっております。

それでは、左端の科目欄の上から3つ目の2情報教育推進費でございます。右端の説明欄を御覧ください。1情報教育推進費は、県立学校の教職員の校務用パソコンの整備費等に要する経費でございます。

次に、5ページを御覧ください。左端の科目欄の2高等学校費でございます。右端の説明欄一番上の1高等学校教職員人件費は、高等学校における教職員1,736人の給料・職員手当・共済費でございます。

4つ下の4管理指導諸費は、人事関係業務や校長会等の開催経費、県立中学校・高等学校の教育活動を推進するための支援、指導に要する経費などでございます。

3つ下の授業料等徴収管理システム構築委託料は、保護者から徴収する授業料や学校徴収金等の徴収管理や口座振替・収納代行機能を連携した一体型のシステムを県立学校に導入し、業務の効率化、教職員の業務負担軽減、保護者の利便性の向上を図る経費でございます。

6ページを御覧ください。上から3つ目の5高校教育推進費は、全ての学校の特色ある教育活動を推進するとともに、学校組織マネジメント力を高めることにより、チーム学校づくりの推進や、キャリア教育の視点で生徒一人一人の進路実現を支援し、学習意欲を向上させるための各事業を実施する経費などでございます。

まず、3つ下の基礎学力把握検査等委託料は、県立高等学校の全日制及び多部制昼間部の全ての生徒と、定時制、多部制夜間部、通信制の生徒のうち希望する生徒を対象に、高校入学時から高校2年生11月までの学力・学習の状況の推移を、学力定着把握検査を実施することにより把握し、基礎学力の定着に向けた学校の組織的取組や生徒の学習習慣の確立に向けた具体的手だてを、PDCAサイクルを回しながら推進するものでございます。

続いて、7つ下の事務費でございます。主な事業の予算が事務費に含まれておりますので、別の資料にて御説明いたします。

7ページを御覧ください。②授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化の資料の左上、現状・課題の部分を御覧ください。これまで県立高校生の学力を把握するために、学力定着把握検査を実施し、いわゆるD3とされる義務教育段階を含む学習内容が十分定着していない生徒の状況等を注視してまいりました。しかしながら、D3ゾーンとされる生徒の割合を目標の10%以下とすることはできておりません。当課としましては、生徒の学習習慣に課題があるのではと捉えておりました。授業外学習を充実させるために、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐ仕掛けをつくる必要があるものと考えております。

具体的な対策としましては、資料中ほどの右側に「指導と評価の一体化」の促進と示しておりますが、これまで2年間、指定校を中心に研究してまいりました指導と評価の一体化をさらに進め、令和6年度は、例えば、事前課題として授業外で基礎的な知識の習得に係る動画を閲覧した上で、授業では動画を閲覧して得た知識を基に思考・判断に特化した対話的な授業を行う反転学習などについて実践校を指定し、研究してまいりたいと考えております。

また、その下の学習支援員事業につきましては、授業の復習などに重点を置いた放課後補習のための学習支援員を効果的に活用するなど、授業外学習の充実のために実施できればと考えております。

なお、資料中ほどに、授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化が実現した授業モデルを例示しております。これらの授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化を実現するためには、1人1台端末等のデジタルツールの活用がこれまで以上に必要だと考えております。加えまして、資料右下に示しておりますデジタル技術を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実によりまして、デジタルドリル等を導入し、授業内外での活用を進めてまいります。

しかしながら、これらの取組の肝となりますのは、やはり授業改善でございます。そのため、デジタルツールの活用と授業改善を一体的に進めていくために、資料では学校支援チームとなっておりますけれども、令和6年度はチームを改編し、学校支援・教育DX推進室を設置いたします。5教科を中心とする指導主事、授業アドバイザーや情報教育を担当する教育DX担当指導主事、ICT事業アドバイザーらで構成する推進室が学校訪問による学校への助言を通じて、ICTを効果的に活用した事業改善を進めてまいります。

次に、8ページを御覧ください。上から7つ目の8就職支援対策事業費ですが、各校の就職支援を目的として就職アドバイザーを配置するもので、令和6年度は県内に6名を就職アドバイザーとして配置し、生徒の就職支援などに取り組んでまいります。

1つ下の9県立中学校等運営費から10ページの上から3番目の14定時制高等学校運営費までの経費は、県立中学校・全日制高校及び定時制高校の学校運営、産業教育設備の整備、農林水産実習に要する経費、水産指導実習船の運営に要する経費でございます。

続きまして、特別会計について御説明させていただきます。13ページを御覧ください。高等学校等奨学金特別会計でございますが、高等学校等奨学金貸付事業は、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう奨学金を貸与するものでございます。

まず、歳入でございますが、左端の科目欄の上から3つ目にあります1繰越金は、特別会計にて運用しております高等学校等奨学金の貸付原資からの繰越金でございます。

2諸収入の区分(1)貸付金元金収入は、貸付金の返還金でございます。

14ページは歳出についてでございます。令和6年度の貸与見込者数は、新規210名、前年度からの継続250名の計460名を予定しております。

右端の説明欄の上から3つ目の奨学金市町村事務処理交付金は、市町村にお願いをします中学校3年生向け予約申請の事務について、その事務費相当分を市町村に交付するものでございます。

一番下の2一般会計繰出金は、近年、奨学金の返還金が貸与額を上回り、翌年度への繰越金が増加傾向にある状況に鑑み、返還された貸付原資の一部を高等学校等奨学給付金の財源とするために一般会計に繰り出すものでございます。

結果としまして、令和6年度高等学校等奨学金特別会計予算の総額は2億3,221万1,000円、前年度比216万3,000円の減となっております。

ここまでの高等学校課の令和6年度当初予算についての説明でございます。

続きまして、令和5年度一般会計（補正予算）について説明させていただきます。18ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

当課の令和5年度2月補正の一般会計歳出予算総額は、1億552万5,000円の減額となっております。科目欄の上から3つ目の2情報教育推進費でございますが、説明欄の1情報教育推進費の減額理由は、備品購入費が入札により見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、左端の科目欄の上から5つ目の2高等学校費でございます。右端の説明欄の1高等学校会計年度任用等職員費の減額理由は、報酬や共済費が見込みを下回ったことによるものでございます。

2高校教育推進費は、主に情報・数学の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した分離横断的な探求的な学びを強化する国の高等学校DX加速化推進事業におけるICT機器整備などの費用として1億円の増額や、令和5年度事業の報償費や旅費、使用料及び賃借料が見込みを下回ったことにより818万5,000円の減額など、合計で9,894万3,000円の増額をお願いするものでございます。

6高等学校等就学支援金事業費は、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金が見込みを下回ったことによる4,088万4,000円の減額でございます。

20ページを御覧ください。繰越明許費明細書についてでございます。事業名の欄の高校教育推進費につきましては、先ほど歳出で説明させていただきました高等学校DX加速化推進事業や、モバイルルーターの通信費用に係るものでございまして、ともに国の補正予算対応によるものでございます。

続きまして、特別会計について御説明いたします。22ページを御覧ください。

左端の科目欄の上から3つ目の1高等学校等奨学金貸付事業費は、奨学金貸与者数が当初の見込みを下回りましたために不用となりました貸付金等を減額するものでございます。

結果としまして、当初の特別会計歳出予算総額2億3,437万4,000円が6,577万5,000円の減額となり、1億6,859万9,000円となっております。

続きまして、26ページを御覧ください。第74号議案の高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止する条例議案について御説明いたします。内容につきましては、別資料で御説明させていただきます。28ページを御覧ください。

今回の改正内容は、その目的を達成した高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例を廃止しようとするものでございます。2廃止する条例の概要を御覧ください。

この条例は、大栃高等学校、仁淀高等学校、宿毛高等学校大月分校の統廃合による激変緩和措置として、通学に係る経費の負担の増加を軽減するため、募集停止から3年間の間に入学した者に奨学金を貸与することにより教育の機会均等を図り、もって社会において

有為な人材を育成することを目的とした条例でございます。

3 貸与・返還実績にありますように、この条例に基づきまして、平成21年度から平成25年度に計9名の方へ貸与を行いました。そして、表の下に記載しましたように、平成23年4月分から令和5年9月分として、貸与者全員から全額の返還がありましたことから、この条例の目的を達成いたしましたので、今回条例を廃止しようとするものでございます。

また、4 施行期日は公布の日から施行すると定め、被引用条例について必要な改正を行うこととするものでございます。

当課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎はた委員 授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化をしていくということなんですけれども、背景に授業外学習をしていない生徒が45%だとか、学力の定着でD3層が一定数いるということが理由で、授業外、学校外の学習を強化するという事になっているんですけれども、その強化する中身が何かというとデジタルドリルという言葉がありました。デジタルを使って学習するとされているんですけど、そもそも論でお聞きしたいんですが、授業外の時間帯をどういうふうに学ぶか、どんな形で学ぶかというのは、本来自由だと思うんです。デジタルで学ぼうが、本で学ぼうが、スポーツをしようが、芸術をしようが、いろんな学びが授業外は保障される。そういう多様で自由な場が授業外だと思うんです。

そこを今回、デジタルに置き換えていくということなんですけど、単純に私から見ると、すごく学校外の時間帯が自由でなくなる、多様でなくなるように思うんです。これを進めるのはデジタルなので国でしょうけど、現場の声とか子供たちの声というのは、どういうふうにこの政策ができるまでに聞かれてきたのか。この政策に対して現場の声はどうか、そこら辺はどうでしょうか。

◎並村高等学校課長 デジタルドリルの活用とは申しましたけれども、授業外学習の全てをデジタルでということではなくて、学校の状況に応じた教材などを使っていただくことはもちろん必要なことだと思っております。その中の1つとして、デジタルドリルも活用してはいかがでしょうかというところでございます。

◎はた委員 多様な放課後の学びの1つだとすると、これを強制的にだとか、また、数値化していくとか、そういうことはしないということではよろしいでしょうか。

◎並村高等学校課長 スタディログのことがありますので、一応教員側も一定どのような利用状況かというのは把握できるようにしておりますが、特に強制力というところまではないと考えております。

◎はた委員 あと、授業外で学習できてない生徒の割合が45%というところなんですけれども、私が聞いている範囲なので狭いことかもしれませんが、授業外に何か学ぼうとす

るとお金がかかるんです。体育、文化、学び、全てにお金がかかるという社会情勢なんです。単純にこの生徒の割合が学びたくないから放課後に何もしてないとかやる気がないからというわけではない、そういった経済的な側面もあるかと思います。子供たちの放課後の在り方というのは、きちんと目的というか政策を持って調査しないと、この数字があたかも勉強したくない、向き合わない子供がこれだけいるみたいに扱われるので、この数字の見方について、まず課長の御意見を聞きたいです。

◎並村高等学校課長 この数字ですけれども、生徒に実施しておりますアンケートを基に出しております。ただ、授業外学習という言葉が生徒の捉え方が様々であって、いわゆる宿題をしているかどうかと捉えている生徒もおります。なので、例えば実業系の高校でしたら、資格取得に向けた学習もここに含んでいいですよという説明はしているんですけれども、そこが果たして浸透しているのかなというところはあります。

◎寺内委員 今、高知国際高等学校が非常に人気もあって、今回バカロレア資格取得者16名という実績が上がりましたけれども、その評価はどのように捉えられているかお聞かせください。

◎並村高等学校課長 高知国際高等学校は今年1期生が出まして、先ほどおっしゃっていただきましたように、16名がバカロレアの資格を取ったというところで、また、それに基づいて大学に進学した生徒も出てきているということで、成果としては非常にいい滑り出しではないかと捉えております。

◎寺内委員 あわせて、山田高等学校にグローバル探求科ができて、各高校にも探究授業というのが入っていていますけど、まず、山田高校の成果はどのように捉えられていますか。

◎並村高等学校課長 これも一部報道でございましたように、グローバル探究科の卒業生が、もうほぼ全員が希望している大学進学を決めたという成果も出てきております。

ただ、当課としましては、希望してくれる生徒が少ないところは一定課題として捉えております。

◎寺内委員 本会議でも探求授業で質問があったんですけれども。山田高校はグローバル探究科があるからいいと思うんですが、そのほかの学校での探求となったときに先生がその理解をしているかという質問で教育長が答弁もしましたけど、課長としてはその辺りはどのように捉えられていますか。

◎並村高等学校課長 学校あるいは個々の教員によっても、非常に温度差があると捉えております。非常に前向きに進めている教員もおれば、その教員のやり方を見て自分なりの方法に変えてしまうといいますか、これは自分にはできないとかいうような諦めを持つような教員もいますので、学校全体として探究学習が進められるような環境づくりをしていく必要があると捉えております。

◎寺内委員 ぜひ、探求を進めていって、授業を深めていただきたいと思うのでお願いいたします。

それともう1つが知事も言われる少子化対策で、高知に子供たちが残ってもらい、また、県外へ行っても帰ってきてもらう。その中で仕事を選ぶ分で、男女平等が言われる中で女子も建設業とかいろんな理工系の分野に入って行く。そのときに、文部科学省では科学の教材、機材、理科の機材等の購入でいろいろと推奨があるんですけど、県は令和6年度の予算として、そういった科学の実験器具の予算などはしっかり取っているのでしょうか。

◎並村高等学校課長 理科教育設備整備費等補助金がございます、先ほど委員からもお話がありました国庫補助で2分の1を使ってやっている事業がございます。これで1校当たり50万円程度を大体5年に1回ぐらいの割合で配分しており、理科の実験教材のために使えるお金があるということで予算化しております。

◎寺内委員 ぜひ、大事な分ですので予算をつけてもらいたいと思います。

その中で顕微鏡を例にしますと、学校の現場では理科の先生が、日本は技術がありますからすばらしい顕微鏡があるけれども、外国のものだと安いものがあって、けど安い分だけ中身の細かいところは技術が劣ると。安かろう悪かろうというのではなく、日本製品を選んでいるけど、なかなかそれが教育委員会で分かってもらえないというような話も聞いたことがあるんです。そんなことで止めるようなことはあつたりするのでしょうか。現場の声が大事やと思うんですけど。

◎並村高等学校課長 特に海外製品であるからとこちらがストップをかけるということはないです。できるだけ学校で使ってもらえるようなものを購入していただけたらと思っております。

◎寺内委員 海外製品を止めるのではないですよ。海外製品が安いので、日本の製品、日本の技術で高いものを購入しようとしたら、比較されて、同じ顕微鏡でも海外の方が安いケースがあつたりしたときに、質の問題です。そういったこともあつたと現場では聞いていますのでお伝えしておきます。

◎西内委員 シームレス化の件ですけれども、我が県において基礎学力診断テストでD層の割合が2022年で55%ぐらいかな。過半数を超えるのは、これは私立が入ってないとはいえ、いったら半分の人がそういう状態にあるのは、非常に危機的な状況なんじゃないかと思えます。そのうちのD1、D2の33%についても、社会に出たときに仕事上支障が出る状態にあるわけですから、ここを何とか底上げしなければいけないということで、こういう努力をしていくことは非常に重要なことと思えます。とりわけ、デジタルを使って個別最適化して、その人その人に合った問題を提供して、自分で学ぶ環境を整えてあげることが非常にいい取組だと思います。

その上で私が思いましたのは、それは今ある状態に対しての対策になるわけです。それ

は仕方のない方向で、今いる子供たちの課題に対して対策することになると思うんですけども、その種は小学校、中学校にまかれているわけでありますから、なかなか中学校が難しいのは、優秀な私立に抜けていく前に学力診断をしても、全国平均とかでいうとそれなりに成績が見かけ上よくなってしまいうわけです。

そういう意味でも、高等学校が小中学校に対して、潜在的に将来D1、D2、D3になる層に対して、縦の連携を持ちながらアプローチをしていく必要があるんじゃないかと思うけれども、その点、高等学校課から小中学校課に、どういうことを縦の連携としてやられているかをお聞かせいただけませんか。

◎並村高等学校課長 当然、小中学校課との連携は非常に重要になってくると思います。そういった意味で、例えば英語などは小中学校課と連携した授業にも取り組んでおりますので、そういったところがほかの教科にも広げていければと考えております。

◎橋本委員 特別会計で毎回聞くことなんですけれども、延滞利子が265万4,000円なので、この延滞利子を見ると、結構不良債権化されている債権というのがかなりあるのかなと思うんですけども、どれぐらいありますか。それと、延滞利子は14.6%だったですか。

◎並村高等学校課長 率は10.95%です。

◎橋本委員 どれぐらいありますか。

◎並村高等学校課長 未納額、未納率、未納者数の推移でございますけれども、令和6年度で、未納額が6,700万円ほどございます。未納率が19.3%で、未納者数が525名となっております。

◎橋本委員 債権の回収見込みについて、どういうふうにお考えか。

◎並村高等学校課長 なかなか返還に応じてくれない方は、過年度の分が非常に多くなっておりまして、電話による催促とか文書をお送りするようなこと、場合によっては臨戸訪問などもさせていただくこともございます。それでも反応がない場合には弁護士に委託をしまして、債権処理にも当たっております。

◎はた委員 高等学校奨学金の貸付制度ですけれども、12月議会にも取り上げましたけれど、制度自体がもう時代に合わなくなっていると。本当に学びを保障するならこの制度が使える制度でなければなりませんけれども、例えば保証人が世間では1人のところ高知県は2人。あと、延滞金が全国の育英会では3%、四国内を調べても大体3%、5%で、その一方で高知県は10%を超えてかかる。返したくても返せない。未納者が減らない。この制度が古いゆえにそういう悪循環になっている面があると思うんです。この奨学金制度を時代に合わせていく。子供たちが返せないほどの延滞金を取り続けるという今の制度、延滞金が駄目だということではないですけども、全国が3%のときに高知が10%を超える延滞金というのはやっぱり行き過ぎじゃないかと。そういう制度の見直しもしながら、本当に必要なところに貸し付ける予算であるべきだと思うんですけど、制度の見直しの議

論、検討はできないのかどうかお聞きします。

◎並村高等学校課長 まず、延滞利子の割合ですけれども、他県の調査をしたところによりますと、年10%以上であるところが17県ございます。高知県もその中の1つになっております。高い利子を加算することで滞納の抑止力となっている面というのも一定あります。また、返還金が次の奨学金への原資ともなりますので、できるだけ確実な返還を求めているところではございます。

◎はた委員 最後にしますが、延滞金を減らしていく、また、制度そのもの、保証人の問題も含めて、本当に学びたい人たちの後押しになる制度に、若者たちに負担を増やす制度ではなくて後押しになる制度に見直していく議論が課内でできないかどうか、そこを聞いたんですけど。

◎並村高等学校課長 今後、他の債権も含めまして、県全体で率の引下げ等を検討するといった状況になりましたら、併せて検討ができればと思っております。

◎中根委員 先ほどの延滞金の問題ですけど、通学支援の奨学金の貸与を廃止する条例が、今回全て返還されてこういう運びになったということは大変うれしいことですし、こういう支援を県が後押しをするための一番いい形の制度はやっぱり見直すべきだと私も思うので、ぜひ御検討いただきたい。これは要請です。

最後に、あさっては公立高等学校の試験の発表ですよ。この間、募集人員を見ていて、追手前高校が1クラス以上は満たないような状況になっていて、これはちょっとどういうことなんだろうかと。追手前高校があれだけ抜けて定数に満たない状況になってしまうということは、だんだんとトライする子供たちが最終的には行き場がなくなってしまう。そういう子供たちだって出てくるのではないかと。今の状況をどんなふうに分けていらっしゃるか、改善点はないのか、その辺りをお聞かせください。

◎並村高等学校課長 私としましても、県内トップの進学校である追手前高校が、ここ数年定員割れしている状況は危機感を持って見ております。

その中の要因としましては、やはり学校の実態が、本当に正しく中学生あるいは保護者に伝わっているのかというところがございます。追手前高校に行けばもう勉強ばかりで部活動もできないとかといったことを聞きますけれども、決してそんなことはなく部活動との両立をしている生徒もたくさんいらっしゃいます。その上で国公立大学への進学を果たせる生徒もいますので、そういった追手前高校の本当の魅力がきちんと伝わっていないのではないかと危惧しておるところです。

◎中根委員 先ほど来の議論の中に、国際高校とか山田高校とかいろんな高校の名前が出ていました。やっぱり子供たちがそこで学んで喜々とできる。喜々とまではいなくても、本当にここで学んでいることが誇りなんだと思えるような高等学校は、いつまでも魅力あるものになっていくでしょうし、そごがあるのであれば、そこをどう改善するかを県の教

育委員会としてもしっかり考えるときじゃないかと思います。ぜひ、そうした検討を、押しつけではなく子供たちが喜々として学べる場をどうつくるかという視点でお願いしたいと思います。

◎寺内委員 今の中根委員の追手前高校の分ですけど、私も市内で小津高校の卒業生で、去年小津高校が150周年で私も見てきました。そのときに制服の発表があって、制服が見直しなんです。それで、最初に聞いた国際高校は非常に県内でも人気があります。その辺のことも一つは大きな影響もあったのではないかと思うんです。そもそも少子化ですので、当然増やすことは政府でやりますけど、減っている実情の中でいうと高校の定数の見直しというのが大事な部分です。今子供が少ないからということで、文部科学省はその中で成績が低くても合格させなさいと。それをしていたら学力が落ちていきます。見直しのところは今大きな転換期にあると思うんです。定員割れとかの話だけの問題ではないと思います。

◎並村高等学校課長 今年度、県立高等学校の在り方検討委員会を立ち上げまして、その中で学校の適正規模であったり適正配置であったりということを検討しています。その中で一定高校の定員等についても議論ができればと思っております。

◎土森副委員長 最後に。産業教員の確保がこれから問題になってくると思うので、その先生の確保も何とかやっていただければと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、高等学校課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、明日13日に行いたいと思いますが御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以後の日程については、明日、水曜日の午前10時から行いますのでよろしくお願ひします。

本日の委員会は、これで終了します。

(16時22分閉会)